

A decorative border made of small blue circles arranged in a rectangular frame around the text.

美 濃 加 茂 市 議 会
第 4 回 定 例 会 議 案

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日

目 次

議案番号	議 案 名	ページ
議第 5 9 号	美濃加茂市健康診査等手数料条例について	1
議第 6 0 号	美濃加茂市工場立地法に基づく準則を定める条例について	3
議第 6 1 号	美濃加茂市のぞみ教室の設置及び管理に関する条例について	5
議第 6 2 号	美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について	8
議第 6 3 号	美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 0
議第 6 4 号	美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	1 2
議第 6 5 号	美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について	3 0
議第 6 6 号	美濃加茂市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について	3 3
議第 6 7 号	平成 3 0 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 8 号）	3 6
議第 6 8 号	平成 3 0 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）	1 0 0
議第 6 9 号	平成 3 0 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）	1 2 2
議第 7 0 号	指定管理者の指定について（太田宿中山道会館）	1 4 1
議第 7 1 号	指定管理者の指定について（美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家）	1 4 2
議第 7 2 号	市道路線の廃止について	1 4 3
議第 7 3 号	市道路線の認定について	1 5 8
議第 7 4 号	損害賠償の額を定めることについて	1 6 5

議第 59 号

美濃加茂市健康診査等手数料条例について

美濃加茂市健康診査等手数料条例を下記のとおり制定する。

平成 30 年 11 月 30 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市健康診査等手数料条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市民の健康の保持増進、疾病の早期発見、早期治療及び生活習慣の改善を目的として、市が実施する健康診査等の手数料を徴収することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「健康診査等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 に基づき市が実施する健康増進事業
- (2) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）第 20 条に基づき市が国民健康保険被保険者に対して実施する特定健康診査
- (3) その他市が実施する健康診査及び検診

(手数料の徴収)

第 3 条 手数料を徴収する健康診査等の項目及び手数料の額は、別表のとおりとする。

(徴収の時期等)

第 4 条 手数料は、健康診査等を受ける際に、健康診査等を受ける者（以下「受診者」という。）からこれを徴収する。

- 2 既に納付した手数料は、還付しない。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、この限りでない。

(手数料の免除)

第 5 条 受診者が次の各号のいずれかに該当するときは、手数料を免除することができる。

- (1) 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯に属する者
- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び

特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付受給世帯に属する者

(3) 健康診査等を受診する日の属する年度（4月から6月までに受診する場合は、当該年度の前年度）において市町村民税非課税世帯に属する者

(4) 健康診査等を受診する日の属する年度の前年度の3月31日現在において75歳以上の者

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者
(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	健康診査等の項目	手数料の額
第2条第1号の健康増進事業	がん検診	規則で定める細目ごとに、1,000円の範囲内において規則で定める額
	骨粗しょう症検診	
	肝炎ウイルス検診	
	歯周疾患検診	
第2条第2号の特定健康診査	特定健康診査	
第2条第3号の市が実施する健康診査及び検診	前立腺がん検診	

議第60号

美濃加茂市工場立地法に基づく準則を定める条例について

美濃加茂市工場立地法に基づく準則を定める条例を下記のとおり制定する。

平成30年11月30日提出

美濃加茂市長 伊藤 誠 一

記

美濃加茂市工場立地法に基づく準則を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号。以下「法」という。）

第4条の2第1項の規定に基づき、法第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法、工場立地法施行規則（昭和49年大蔵省、厚生省、農林省、通商産業省、運輸省令第1号）、緑地面積率等に関する区域の区分ごとの基準（平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第2号）及び都市計画法（昭和43年法律第100号）の例による。

(区域並びに緑地及び環境施設の面積の敷地面積に対する割合)

第3条 この条例を適用する区域の範囲並びに当該区域における緑地及び環境施設の面積のそれぞれの敷地面積に対する割合は、次の表のとおりとする。

区域	区域の範囲	緑地の面積の敷地面積に対する割合	環境施設の面積の敷地面積に対する割合
第2種区域	準工業地域	100分の10以上	100分の15以上
第3種区域	工業地域及び工業専用地域	100分の5以上	100分の10以上
第4種区域	用途地域以外の地域	100分の5以上	100分の10以上

2 前項に規定する緑地の面積の敷地面積に対する割合（以下「緑地面積率」という。）の算定において、緑地以外の環境施設以外の施設又は太陽光発電施設と重複する土地及び建築物屋上等緑化施設については、敷地面積に緑地面積率を乗じて得た面積の100分の50の割合を超えて緑地面積率の算定に用いる緑地の面積に算入することができない。

(特定工場の敷地が2以上の区域にわたる場合の適用)

第4条 特定工場の敷地が前条第1項の表に規定する区域又はこれらの区域以外の区域(以下「その他区域」という。)のうち2以上の区域にわたる場合において、同表に規定するいずれかの区域の敷地割合(当該敷地のうちそれぞれの区域に属する部分の面積の敷地面積に対する割合をいう。以下同じ。)が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同表の当該区域の項の規定を適用し、その他区域の敷地割合が最も高い場合にあっては当該敷地の全部について同表の規定を適用しない。

(特定工場の敷地が隣接する地方公共団体の区域にわたる場合の適用)

第5条 特定工場の敷地が本市に隣接する地方公共団体の区域にわたる場合におけるこの条例の規定の適用については、市長が当該地方公共団体の長と協議して定める。

(環境施設の配置における周辺の地域への配慮)

第6条 特定工場における環境施設の配置は、住宅地との隣接部分等の周辺部に、当該工場の周辺の地域の土地の利用状況等を勘案し、その地域の生活環境の保持に最も寄与するように行うものとする。

(地域活性化への寄与)

第7条 特定工場を設置する者は、雇用等による地域資源の活用及び地域連携に配慮し、地域の活性化に寄与するよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 昭和49年6月28日に既に設置され、又は設置のための工事が行われた特定工場において生産施設の面積の変更(生産施設の面積の減少に係る変更を除く。)が行われるときは、第3条の規定にかかわらず、工場立地に関する準則(平成10年大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省告示第1号。以下「法準則」という。)備考1の二及び三並びに備考3の規定を準用する。この場合において、法準則備考1の二中「0.2」とあるのは、準工業地域にあっては「0.1」と、工業地域、工業専用地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.05」と、法準則備考1の三中「0.25」とあるのは、準工業地域にあっては「0.15」と、工業地域、工業専用地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.1」と、法準則備考3の一中「0.2」とあるのは、準工業地域にあっては「0.1」と、工業地域、工業専用地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.05」と、法準則備考3の二中「0.25」とあるのは、準工業地域にあっては「0.15」と、工業地域、工業専用地域及び用途地域以外の地域にあっては「0.1」と読み替えるものとする。

議第 6 1 号

美濃加茂市のぞみ教室の設置及び管理に関する条例について

美濃加茂市のぞみ教室の設置及び管理に関する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市のぞみ教室の設置及び管理に関する条例

(設置)

第 1 条 日本語指導が必要な児童生徒に対して、学校生活に必要な生活指導及び初期的な日本語の指導を一定期間集中的に行うことで、公立小中学校での学校生活への適応を図ることを目的として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号)第 3 0 条の規定に基づき、美濃加茂市のぞみ教室(以下「のぞみ教室」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒 公立小中学校に在籍し、外国籍等の理由により日本語での日常会話が十分にできない又は日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じていると教育委員会が認める者をいう。
- (2) 公立小中学校 美濃加茂市小学校及び中学校の設置等に関する条例(昭和 4 0 年美濃加茂市条例第 9 号)第 1 条の規定により設置された小学校及び中学校並びに美濃加茂市・富加町中学校組合立双葉中学校をいう。
- (3) 保護者 親権を行う者(親権を行う者がいないときは、未成年後見人)その他日本語指導が必要な児童生徒を現に監護する者をいう。

(位置等)

第 3 条 のぞみ教室の位置は、美濃加茂市本郷町一丁目 9 番 8 号とする。

2 教育委員会は、必要と認めたときは、のぞみ教室に分室を置くことができる。

(事業)

第 4 条 教育委員会は、のぞみ教室において次に掲げる事業を行う。

- (1) 日本語指導が必要な児童生徒に対する日本の生活様式及び文化に係る生活指

導並びに学校生活上必要となる日本語指導

(2) 保護者に対する教育相談（就学に関する情報提供を含む。）

(3) 前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事業
(職員)

第5条 のぞみ教室に、室長及び必要な職員を置く。

(休業日)

第6条 事業を行わない日（以下「休業日」という。）は、次のとおりとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは休業日に事業を行い、又は事業を行う日を休業日とすることができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 7月21日から8月28日まで

(4) 12月27日から翌年1月6日まで

(5) 3月27日から4月6日まで

(開室時間)

第7条 のぞみ教室の開室時間は、午前8時30分から午後4時までとする。ただし、教育委員会は、特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

(定員)

第8条 のぞみ教室の定員は、教育委員会が別に定める。

(事業の対象者)

第9条 事業の対象者は、市内に住所を有する日本語指導が必要な児童生徒とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めた者については、この限りでない。

(入室の決定)

第10条 のぞみ教室の入室は、保護者の同意を得て教育委員会が決定する。

(退室の決定)

第11条 のぞみ教室の退室は、日本語指導が必要な児童生徒の状況により教育委員会が決定する。

(利用の制限)

第12条 教育委員会は、のぞみ教室の事業を利用しようとする者が感染性の疾病にかかっているときその他管理上適当でないと認めるときは、のぞみ教室の事業を利用させないことができる。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、のぞみ教室の管理に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年1月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第10条の規定による入室の決定その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても、行うことができる。

議第 6 2 号

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例について

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改
正する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部
を改正する条例

(美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改
正)

第 1 条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭
和 4 2 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在（同項後段に規定する者にあつては、 任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議 会の解散による任期終了の日現在）におい て同項に規定するものが受けるべき報酬月 額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得 た額の合計額に、6 月に支給する場合にお いては 1 0 0 分の 2 1 2 . 5、1 2 月に支 給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 3 2 .</u> <u>5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその 者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市 職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃 加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日 現在（同項後段に規定する者にあつては、 任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議 会の解散による任期終了の日現在）におい て同項に規定するものが受けるべき報酬月 額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得 た額の合計額に、6 月に支給する場合にお いては 1 0 0 分の 2 1 2 . 5、1 2 月に支 給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 2 7 .</u> <u>5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその 者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市 職員の給与に関する条例（昭和 2 9 年美濃 加茂市条例第 2 3 号）の規定により期末手

当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
--	--

第2条 美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	（期末手当） 第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散による任期終了の日現在）において同項に規定するものが受けるべき報酬月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて、美濃加茂市職員の給与に関する条例（昭和29年美濃加茂市条例第23号）の規定により期末手当を受ける職員（以下「一般職の職員」という。）の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

附 則

（施行期日等）

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（次項において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。

（期末手当の内払）

- 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美濃加茂市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 6 3 号

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
(美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正)
第 1 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例(昭和 4 1 年美濃加茂市条例第 2 1 号)の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 1 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 3 2 . 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	(期末手当) 第 5 条 (略) 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在)において職員が受けるべき給料月額及びその額に 1 0 0 分の 2 0 を乗じて得た額の合計額に、6 月に支給する場合においては 1 0 0 分の 2 1 2 . 5、1 2 月に支給する場合においては <u>1 0 0 分の 2 2 7 . 5</u> を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。

第 2 条 美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(期末手当)	(期末手当)

第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>100分の222.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。	第5条 （略） 2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在（同項後段に規定する者にあつては、任期満了、退職、失職又は死亡の日現在）において職員が受けるべき給料月額及びその額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、<u>6月に支給する場合においては100分の212.5、12月に支給する場合においては100分の232.5</u>を乗じた額に、基準日以前におけるその者の在職期間の区分に応じて一般職の職員の例により一定の割合を乗じて得た額とする。
---	---

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例（次項において「改正後の特別職給与条例」という。）の規定は、平成30年12月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の特別職給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美濃加茂市常勤の特別職職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の特別職給与条例の規定による期末手当の内払とみなす。

議第 6 4 号

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日 提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 美濃加茂市職員の給与に関する条例 (昭和 2 9 年美濃加茂市条例第 2 3 号) の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(宿日直手当) 第 1 9 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、 <u>4, 4 0 0 円</u> を超えない範囲内において別に市の規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して <u>2 2, 0 0 0 円</u> を超えない範囲内において市の規則で定める月額 of 宿日直手当を支給する。 3 (略) (期末手当) 第 2 0 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日 (以下この条から第 2 0 条の 3 までにおいてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日	(宿日直手当) 第 1 9 条 宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務 1 回につき、 <u>4, 2 0 0 円</u> を超えない範囲内において別に市の規則で定める額を宿日直手当として支給する。 2 前項の宿日直勤務のうち常直的な宿日直勤務を命ぜられた職員には、その勤務に対して <u>2 1, 0 0 0 円</u> を超えない範囲内において市の規則で定める月額 of 宿日直手当を支給する。 3 (略) (期末手当) 第 2 0 条 期末手当は、6 月 1 日及び 1 2 月 1 日 (以下この条から第 2 0 条の 3 まで <u>及び附則第 7 項第 2 号</u> においてこれらの日を「基準日」という。) にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれ基準日の属する月

(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第23条第7項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。))にあつては6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 (略)

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

の市の規則で定める日(次条及び第20条の3においてこれらの日を「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員(第23条第7項の規定の適用を受ける職員及び市の規則で定める職員を除く。)についても同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5を乗じて得た額(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの(これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条及び附則第10項において「特定管理職員」という。))にあつては6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5を乗じて得た額)に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

(1)～(4) (略)

- 3 (略)

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。附則第7項第2号において同じ。)において職員が受けるべき給料(育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額)及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

5 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

5 (略)

(勤勉手当)

第21条 勤勉手当は6月1日及び12月1日（以下この条及び附則第7項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の市の規則で定める日に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（市の規則で定める職員を除く。）についても同様とする。

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項及び附則第7項第3号において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の42.

5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）、12月に支給する場合においては100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）
を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

1～6 （略）

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）を乗じて得た額の総額

3～5 （略）

附 則

1～6 （略）

7 平成30年3月31日までの間、職員（次の表の給料表欄に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員を除く。）のうち、その職務の級が次の表の職務の級欄に掲げる職務の級以上である者であつてその号給がその職務の級における最低の号給でないものに限る。以下この項及び次項において「特定職員」という。）に対する次に掲げる給与の支給に当たっては、当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となつた場合にあつては、特定職員となつた日）以後、次の各号に掲げる給与の額から、それぞれ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給料月額 当該特定職員の給料月額（当該特定職員が附則第5項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項本文の規定により半額を減ぜられた給料月額。以下同じ。）に100分の1.5を乗じて得た額（当該特定職員の給料月額に100分の98.5を乗じて得た額が、当該特定職員の属する職務の級にお

ける最低の号給の給料月額（当該特定職員が同項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、当該最低の号給の給料月額からその半額を減じた額。以下この号において同じ。）に達しない場合（以下この項、附則第9項及び第10項において「最低号給に達しない場合」という。）にあっては、当該特定職員の給料月額から当該特定職員の属する職務の級における最低の号給の給料月額を減じた額（以下この項及び附則第9項において「給料月額減額基礎額」という。））

(2) 期末手当 それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額（第20条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同項各号に定める割合を乗じて得た額に、100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあっては、それぞれその基準日現在において当該特定職員が受けるべき給料月額減額基礎額（同条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、当該給料月額に、当該給料月額に同項に規定する100分の20を超えない範囲内で市の規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額）に、当該特定職員に支給される期末手当に係る同条第2項各号列記以外の部分に規定する割合を乗じて得た額に、当該特定職員に支給され

る期末手当に係る同項各号に定める割合
を乗じて得た額)

(3) 勤勉手当 それぞれその基準日現在に
において当該特定職員が受けるべき給料月
額（第21条第4項において準用する第
20条第5項の規定の適用を受ける職員
にあつては、当該給料月額に、当該給料
月額に同項に規定する100分の20を
超えない範囲内で市の規則で定める割合
を乗じて得た額を加算した額。附則第1
0項において「勤勉手当減額対象額」と
いう。）に、当該特定職員に支給される
勤勉手当に係る第21条第2項前段に規
定する割合を乗じて得た額に100分の
1.5を乗じて得た額（最低号給に達し
ない場合にあつては、それぞれその基準
日現在において当該特定職員が受けるべ
き給料月額減額基礎額（同条第4項にお
いて準用する第20条第5項の規定の適
用を受ける職員にあつては、当該給料月
額に、当該給料月額に同項に規定する1
00分の20を超えない範囲内で市の規
則で定める割合を乗じて得た額を加算し
た額。附則第10項において「勤勉手当
減額基礎額」という。）に、当該特定職
員に支給される勤勉手当に係る第21条
第2項前段に規定する割合を乗じて得た
額)

(4) 第23条第1項から第4項まで又は第
7項の規定により支給される給与 当該
特定職員に適用される次に掲げる規定の
区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 第23条第1項 前各号に定める額

ロ 第23条第2項又は第3項 第1号
及び第2号に定める額に100分の8
0を乗じて得た額

ハ 第23条第4項 第1号に定める額に、同項の規定により当該特定職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

ニ 第23条第7項 第2号に定める額に100分の80を乗じて得た額

給料表	職務の級
別表第1	6級

8 前項に規定するもののほか、特定職員以外の者が月の初日以外の日に特定職員となつた場合における同項の減ずる額の計算その他同項の規定の実施に関し必要な事項は、市の規則で定める。

9 附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給される職員についての第14条から第17条までに規定する勤務一時間当たりの給与額は、第18条の規定にかかわらず、同条の規定により算出した給与額から、給料月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額に100分の1.5を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、給料月額減額基礎額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額）に相当する額を減じた額とする。

10 附則第7項の規定が適用される間、第21条第2項第1号に定める額は、同号の規定にかかわらず、同号の規定により算出した額から、同号に掲げる職員で附則第7項の規定により給与が減ぜられて支給されるものの勤勉手当減額対象額に6月に支給する場合においては100分の1.275（特定管理職員にあつては、100分の1.575）、12月に支給する場合にお

別表第 1（第 3 条関係） 【別表第 1（改正後）】	いては 100 分の 1. 425（特定管理職員にあつては、100 分の 1. 725）を乗じて得た額（最低号給に達しない場合にあつては、勤勉手当減額基礎額に 6 月に支給する場合においては 100 分の 85（特定管理職員にあつては、100 分の 105）、12 月に支給する場合においては 100 分の 95（特定管理職員にあつては、100 分の 115）を乗じて得た額）の総額に相当する額を減じた額とする。 別表第 1（第 3 条関係） 【別表第 1（改正前）】
---	---

【別表第 1（改正前）】
給料表

（単位：円）

職員の区分	職務の級 号給	1 級 給与月額	2 級 給与月額	3 級 給与月額	4 級 給与月額	5 級 給与月額	6 級 給与月額	7 級 給与月額
再任用職員以外の職員	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600

16	<u>161,400</u>	<u>218,900</u>	<u>251,400</u>	<u>291,800</u>	<u>320,700</u>	<u>350,100</u>	<u>399,000</u>
17	<u>162,700</u>	<u>220,600</u>	<u>252,900</u>	<u>293,700</u>	<u>322,700</u>	<u>351,800</u>	<u>400,800</u>
18	<u>164,200</u>	<u>222,300</u>	<u>254,600</u>	<u>295,700</u>	<u>324,700</u>	<u>353,800</u>	<u>402,800</u>
19	<u>165,700</u>	<u>223,900</u>	<u>256,300</u>	<u>297,800</u>	<u>326,700</u>	<u>355,600</u>	<u>404,700</u>
20	<u>167,200</u>	<u>225,500</u>	<u>258,100</u>	<u>299,800</u>	<u>328,700</u>	<u>357,500</u>	<u>406,500</u>
21	<u>168,600</u>	<u>227,000</u>	<u>259,700</u>	<u>301,800</u>	<u>330,500</u>	<u>359,500</u>	<u>408,400</u>
22	<u>171,300</u>	<u>228,700</u>	<u>261,500</u>	<u>303,900</u>	<u>332,600</u>	<u>361,400</u>	<u>410,200</u>
23	<u>173,900</u>	<u>230,300</u>	<u>263,200</u>	<u>305,900</u>	<u>334,600</u>	<u>363,400</u>	<u>412,000</u>
24	<u>176,500</u>	<u>231,900</u>	<u>264,900</u>	<u>308,000</u>	<u>336,700</u>	<u>365,300</u>	<u>413,900</u>
25	<u>179,200</u>	<u>233,100</u>	<u>266,900</u>	<u>309,700</u>	<u>338,100</u>	<u>367,300</u>	<u>415,700</u>
26	<u>180,900</u>	<u>234,600</u>	<u>268,800</u>	<u>311,800</u>	<u>340,000</u>	<u>369,200</u>	<u>417,200</u>
27	<u>182,600</u>	<u>236,000</u>	<u>270,600</u>	<u>313,800</u>	<u>341,900</u>	<u>371,200</u>	<u>418,700</u>
28	<u>184,300</u>	<u>237,300</u>	<u>272,400</u>	<u>315,800</u>	<u>343,800</u>	<u>373,200</u>	<u>420,300</u>
29	<u>185,800</u>	<u>238,600</u>	<u>274,100</u>	<u>317,600</u>	<u>345,500</u>	<u>374,700</u>	<u>421,900</u>
30	<u>187,600</u>	<u>239,800</u>	<u>276,000</u>	<u>319,600</u>	<u>347,400</u>	<u>376,500</u>	<u>423,200</u>
31	<u>189,400</u>	<u>240,800</u>	<u>277,900</u>	<u>321,700</u>	<u>349,300</u>	<u>378,300</u>	<u>424,500</u>
32	<u>191,100</u>	<u>242,000</u>	<u>279,600</u>	<u>323,800</u>	<u>351,100</u>	<u>379,900</u>	<u>425,700</u>
33	<u>192,700</u>	<u>243,300</u>	<u>281,200</u>	<u>325,100</u>	<u>353,000</u>	<u>381,700</u>	<u>426,900</u>
34	<u>194,200</u>	<u>244,500</u>	<u>283,100</u>	<u>327,100</u>	<u>354,800</u>	<u>383,100</u>	<u>428,200</u>
35	<u>195,700</u>	<u>245,700</u>	<u>284,900</u>	<u>329,000</u>	<u>356,600</u>	<u>384,600</u>	<u>429,500</u>
36	<u>197,200</u>	<u>247,000</u>	<u>286,800</u>	<u>331,100</u>	<u>358,300</u>	<u>386,200</u>	<u>430,700</u>
37	<u>198,500</u>	<u>247,900</u>	<u>288,400</u>	<u>333,000</u>	<u>359,700</u>	<u>387,600</u>	<u>431,900</u>
38	<u>199,800</u>	<u>249,300</u>	<u>290,100</u>	<u>334,900</u>	<u>361,000</u>	<u>388,800</u>	<u>432,700</u>
39	<u>201,100</u>	<u>250,700</u>	<u>291,900</u>	<u>336,900</u>	<u>362,400</u>	<u>390,000</u>	<u>433,500</u>
40	<u>202,400</u>	<u>252,200</u>	<u>293,700</u>	<u>338,800</u>	<u>363,800</u>	<u>391,100</u>	<u>434,300</u>
41	<u>203,700</u>	<u>253,600</u>	<u>295,300</u>	<u>340,700</u>	<u>365,100</u>	<u>392,200</u>	<u>434,900</u>
42	<u>205,000</u>	<u>255,000</u>	<u>297,000</u>	<u>342,600</u>	<u>366,000</u>	<u>393,400</u>	<u>435,600</u>
43	<u>206,300</u>	<u>256,400</u>	<u>298,500</u>	<u>344,400</u>	<u>367,100</u>	<u>394,600</u>	<u>436,300</u>
44	<u>207,600</u>	<u>257,700</u>	<u>300,100</u>	<u>346,300</u>	<u>368,200</u>	<u>395,700</u>	<u>437,000</u>
45	<u>208,800</u>	<u>258,900</u>	<u>301,700</u>	<u>347,800</u>	<u>369,000</u>	<u>396,400</u>	<u>437,800</u>
46	<u>210,100</u>	<u>260,200</u>	<u>303,400</u>	<u>349,200</u>	<u>369,900</u>	<u>397,100</u>	<u>438,600</u>
47	<u>211,400</u>	<u>261,600</u>	<u>305,000</u>	<u>350,700</u>	<u>370,800</u>	<u>397,800</u>	<u>439,000</u>
48	<u>212,700</u>	<u>262,900</u>	<u>306,700</u>	<u>352,200</u>	<u>371,700</u>	<u>398,500</u>	<u>439,700</u>
49	<u>213,800</u>	<u>264,100</u>	<u>307,700</u>	<u>353,800</u>	<u>372,600</u>	<u>399,100</u>	<u>440,200</u>
50	<u>214,900</u>	<u>265,200</u>	<u>309,200</u>	<u>354,600</u>	<u>373,400</u>	<u>399,700</u>	<u>440,600</u>
51	<u>215,900</u>	<u>266,500</u>	<u>310,700</u>	<u>355,800</u>	<u>374,200</u>	<u>400,200</u>	<u>441,000</u>

52	<u>217, 000</u>	<u>267, 800</u>	<u>312, 300</u>	<u>356, 800</u>	<u>375, 000</u>	<u>400, 600</u>	<u>441, 400</u>
53	<u>218, 100</u>	<u>268, 800</u>	<u>313, 900</u>	<u>357, 700</u>	<u>375, 700</u>	<u>401, 000</u>	<u>441, 800</u>
54	<u>219, 100</u>	<u>269, 900</u>	<u>315, 500</u>	<u>358, 800</u>	<u>376, 400</u>	<u>401, 300</u>	<u>442, 200</u>
55	<u>220, 000</u>	<u>271, 200</u>	<u>317, 100</u>	<u>359, 700</u>	<u>377, 100</u>	<u>401, 600</u>	<u>442, 600</u>
56	<u>221, 000</u>	<u>272, 500</u>	<u>318, 600</u>	<u>360, 800</u>	<u>377, 800</u>	<u>401, 900</u>	<u>442, 900</u>
57	<u>221, 500</u>	<u>273, 500</u>	<u>320, 100</u>	<u>361, 700</u>	<u>378, 300</u>	<u>402, 200</u>	<u>443, 200</u>
58	<u>222, 400</u>	<u>274, 500</u>	<u>321, 300</u>	<u>362, 400</u>	<u>378, 900</u>	<u>402, 500</u>	<u>443, 600</u>
59	<u>223, 200</u>	<u>275, 400</u>	<u>322, 500</u>	<u>363, 100</u>	<u>379, 500</u>	<u>402, 800</u>	<u>443, 900</u>
60	<u>224, 100</u>	<u>276, 500</u>	<u>323, 700</u>	<u>363, 800</u>	<u>380, 200</u>	<u>403, 100</u>	<u>444, 200</u>
61	<u>224, 800</u>	<u>277, 600</u>	<u>324, 400</u>	<u>364, 200</u>	<u>380, 600</u>	<u>403, 400</u>	<u>444, 500</u>
62	<u>225, 800</u>	<u>278, 600</u>	<u>325, 300</u>	<u>364, 800</u>	<u>381, 300</u>	<u>403, 700</u>	
63	<u>226, 600</u>	<u>279, 500</u>	<u>326, 100</u>	<u>365, 500</u>	<u>381, 900</u>	<u>404, 000</u>	
64	<u>227, 500</u>	<u>280, 500</u>	<u>326, 900</u>	<u>366, 200</u>	<u>382, 500</u>	<u>404, 300</u>	
65	<u>228, 200</u>	<u>281, 100</u>	<u>327, 800</u>	<u>366, 500</u>	<u>382, 900</u>	<u>404, 600</u>	
66	<u>229, 000</u>	<u>282, 000</u>	<u>328, 200</u>	<u>367, 200</u>	<u>383, 500</u>	<u>404, 900</u>	
67	<u>229, 900</u>	<u>282, 700</u>	<u>328, 900</u>	<u>367, 900</u>	<u>384, 100</u>	<u>405, 200</u>	
68	<u>231, 000</u>	<u>283, 600</u>	<u>329, 700</u>	<u>368, 600</u>	<u>384, 700</u>	<u>405, 500</u>	
69	<u>231, 700</u>	<u>284, 600</u>	<u>330, 500</u>	<u>368, 900</u>	<u>385, 100</u>	<u>405, 700</u>	
70	<u>232, 400</u>	<u>285, 400</u>	<u>331, 200</u>	<u>369, 500</u>	<u>385, 600</u>	<u>406, 000</u>	
71	<u>233, 000</u>	<u>286, 200</u>	<u>331, 900</u>	<u>370, 200</u>	<u>386, 100</u>	<u>406, 300</u>	
72	<u>233, 800</u>	<u>287, 000</u>	<u>332, 600</u>	<u>370, 800</u>	<u>386, 700</u>	<u>406, 600</u>	
73	<u>234, 600</u>	<u>287, 800</u>	<u>333, 100</u>	<u>371, 100</u>	<u>387, 000</u>	<u>406, 800</u>	
74	<u>235, 300</u>	<u>288, 300</u>	<u>333, 700</u>	<u>371, 700</u>	<u>387, 400</u>	<u>407, 100</u>	
75	<u>236, 000</u>	<u>288, 700</u>	<u>334, 200</u>	<u>372, 400</u>	<u>387, 800</u>	<u>407, 400</u>	
76	<u>236, 600</u>	<u>289, 200</u>	<u>334, 800</u>	<u>373, 000</u>	<u>388, 200</u>	<u>407, 600</u>	
77	<u>237, 300</u>	<u>289, 300</u>	<u>335, 100</u>	<u>373, 400</u>	<u>388, 500</u>	<u>407, 800</u>	
78	<u>238, 100</u>	<u>289, 700</u>	<u>335, 600</u>	<u>373, 900</u>	<u>388, 800</u>	<u>408, 100</u>	
79	<u>238, 900</u>	<u>289, 900</u>	<u>336, 000</u>	<u>374, 500</u>	<u>389, 100</u>	<u>408, 400</u>	
80	<u>239, 600</u>	<u>290, 300</u>	<u>336, 500</u>	<u>375, 000</u>	<u>389, 400</u>	<u>408, 600</u>	
81	<u>240, 200</u>	<u>290, 500</u>	<u>336, 900</u>	<u>375, 500</u>	<u>389, 600</u>	<u>408, 800</u>	
82	<u>240, 900</u>	<u>290, 700</u>	<u>337, 400</u>	<u>376, 100</u>	<u>389, 900</u>	<u>409, 100</u>	
83	<u>241, 600</u>	<u>291, 100</u>	<u>337, 900</u>	<u>376, 600</u>	<u>390, 200</u>	<u>409, 400</u>	
84	<u>242, 300</u>	<u>291, 400</u>	<u>338, 400</u>	<u>376, 900</u>	<u>390, 400</u>	<u>409, 600</u>	
85	<u>242, 900</u>	<u>291, 700</u>	<u>338, 700</u>	<u>377, 300</u>	<u>390, 600</u>	<u>409, 800</u>	
86	<u>243, 600</u>	<u>292, 000</u>	<u>339, 100</u>	<u>377, 800</u>	<u>390, 900</u>		
87	<u>244, 300</u>	<u>292, 300</u>	<u>339, 600</u>	<u>378, 200</u>	<u>391, 200</u>		

88	<u>245, 000</u>	<u>292, 700</u>	<u>340, 000</u>	<u>378, 600</u>	<u>391, 400</u>		
89	<u>245, 600</u>	<u>293, 000</u>	<u>340, 300</u>	<u>379, 000</u>	<u>391, 600</u>		
90	<u>246, 100</u>	<u>293, 400</u>	<u>340, 700</u>	<u>379, 500</u>	<u>391, 900</u>		
91	<u>246, 400</u>	<u>293, 700</u>	<u>341, 200</u>	<u>379, 900</u>	<u>392, 200</u>		
92	<u>246, 800</u>	<u>294, 100</u>	<u>341, 600</u>	<u>380, 300</u>	<u>392, 400</u>		
93	<u>247, 100</u>	<u>294, 200</u>	<u>341, 800</u>	<u>380, 600</u>	<u>392, 600</u>		
94		<u>294, 400</u>	<u>342, 200</u>				
95		<u>294, 800</u>	<u>342, 700</u>				
96		<u>295, 200</u>	<u>343, 100</u>				
97		<u>295, 400</u>	<u>343, 200</u>				
98		<u>295, 700</u>	<u>343, 700</u>				
99		<u>296, 100</u>	<u>344, 100</u>				
100		<u>296, 500</u>	<u>344, 400</u>				
101		<u>296, 700</u>	<u>344, 700</u>				
102		<u>297, 000</u>	<u>345, 100</u>				
103		<u>297, 400</u>	<u>345, 500</u>				
104		<u>297, 700</u>	<u>345, 900</u>				
105		<u>297, 900</u>	<u>346, 400</u>				
106		<u>298, 200</u>	<u>346, 800</u>				
107		<u>298, 600</u>	<u>347, 200</u>				
108		<u>298, 900</u>	<u>347, 600</u>				
109		<u>299, 100</u>	<u>348, 100</u>				
110		<u>299, 500</u>	<u>348, 500</u>				
111		<u>299, 900</u>	<u>348, 800</u>				
112		<u>300, 200</u>	<u>349, 100</u>				
113		<u>300, 300</u>	<u>349, 600</u>				
114		<u>300, 600</u>					
115		<u>300, 900</u>					
116		<u>301, 300</u>					
117		<u>301, 500</u>					
118		<u>301, 700</u>					
119		<u>302, 000</u>					
120		<u>302, 300</u>					
121		<u>302, 700</u>					
122		<u>302, 900</u>					
123		<u>303, 200</u>					

	124		<u>303,500</u>					
	125		<u>303,800</u>					
再任用職員		<u>187,300</u>	<u>214,800</u>	<u>254,800</u>	<u>274,200</u>	<u>289,300</u>	<u>314,700</u>	<u>356,400</u>

【別表第1（改正後）】

給料表

(単位:円)

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額	給与月額
再任用職員以外の職員	1	<u>144,100</u>	<u>194,000</u>	<u>230,000</u>	<u>263,000</u>	<u>288,900</u>	<u>319,200</u>	<u>362,900</u>
	2	<u>145,200</u>	<u>195,800</u>	<u>231,600</u>	<u>264,900</u>	<u>291,100</u>	<u>321,400</u>	<u>365,500</u>
	3	<u>146,400</u>	<u>197,600</u>	<u>233,100</u>	<u>266,700</u>	<u>293,400</u>	<u>323,700</u>	<u>367,900</u>
	4	<u>147,500</u>	<u>199,400</u>	<u>234,700</u>	<u>268,800</u>	<u>295,500</u>	<u>325,900</u>	<u>370,500</u>
	5	<u>148,600</u>	<u>200,900</u>	<u>236,100</u>	<u>270,500</u>	<u>297,400</u>	<u>328,100</u>	<u>372,400</u>
	6	<u>149,700</u>	<u>202,700</u>	<u>237,800</u>	<u>272,400</u>	<u>299,700</u>	<u>330,100</u>	<u>374,900</u>
	7	<u>150,800</u>	<u>204,500</u>	<u>239,300</u>	<u>274,300</u>	<u>302,000</u>	<u>332,300</u>	<u>377,200</u>
	8	<u>151,900</u>	<u>206,300</u>	<u>240,900</u>	<u>276,400</u>	<u>304,200</u>	<u>334,500</u>	<u>379,700</u>
	9	<u>153,000</u>	<u>207,900</u>	<u>242,100</u>	<u>278,400</u>	<u>306,100</u>	<u>336,400</u>	<u>382,100</u>
	10	<u>154,400</u>	<u>209,700</u>	<u>243,600</u>	<u>280,400</u>	<u>308,400</u>	<u>338,600</u>	<u>384,800</u>
	11	<u>155,700</u>	<u>211,500</u>	<u>245,200</u>	<u>282,500</u>	<u>310,600</u>	<u>340,600</u>	<u>387,400</u>
	12	<u>157,000</u>	<u>213,300</u>	<u>246,600</u>	<u>284,500</u>	<u>312,900</u>	<u>342,800</u>	<u>390,100</u>
	13	<u>158,300</u>	<u>214,700</u>	<u>248,100</u>	<u>286,500</u>	<u>315,000</u>	<u>344,600</u>	<u>392,500</u>
	14	<u>159,800</u>	<u>216,500</u>	<u>249,600</u>	<u>288,600</u>	<u>317,100</u>	<u>346,600</u>	<u>394,800</u>
	15	<u>161,300</u>	<u>218,200</u>	<u>250,900</u>	<u>290,600</u>	<u>319,300</u>	<u>348,600</u>	<u>397,000</u>
	16	<u>162,900</u>	<u>220,000</u>	<u>252,300</u>	<u>292,600</u>	<u>321,400</u>	<u>350,600</u>	<u>399,400</u>
	17	<u>164,200</u>	<u>221,700</u>	<u>253,800</u>	<u>294,400</u>	<u>323,300</u>	<u>352,300</u>	<u>401,200</u>
	18	<u>165,700</u>	<u>223,400</u>	<u>255,400</u>	<u>296,400</u>	<u>325,300</u>	<u>354,300</u>	<u>403,200</u>
	19	<u>167,200</u>	<u>225,000</u>	<u>257,100</u>	<u>298,500</u>	<u>327,300</u>	<u>356,100</u>	<u>405,100</u>
	20	<u>168,700</u>	<u>226,600</u>	<u>258,900</u>	<u>300,500</u>	<u>329,300</u>	<u>358,000</u>	<u>406,900</u>

21	<u>170,100</u>	<u>228,000</u>	<u>260,500</u>	<u>302,400</u>	<u>331,000</u>	<u>359,900</u>	<u>408,800</u>
22	<u>172,800</u>	<u>229,700</u>	<u>262,300</u>	<u>304,500</u>	<u>333,100</u>	<u>361,800</u>	<u>410,600</u>
23	<u>175,400</u>	<u>231,300</u>	<u>264,000</u>	<u>306,500</u>	<u>335,100</u>	<u>363,800</u>	<u>412,400</u>
24	<u>178,000</u>	<u>232,900</u>	<u>265,700</u>	<u>308,600</u>	<u>337,200</u>	<u>365,700</u>	<u>414,300</u>
25	<u>180,700</u>	<u>234,000</u>	<u>267,600</u>	<u>310,300</u>	<u>338,600</u>	<u>367,700</u>	<u>416,100</u>
26	<u>182,400</u>	<u>235,500</u>	<u>269,500</u>	<u>312,400</u>	<u>340,500</u>	<u>369,600</u>	<u>417,600</u>
27	<u>184,000</u>	<u>236,900</u>	<u>271,300</u>	<u>314,400</u>	<u>342,400</u>	<u>371,600</u>	<u>419,100</u>
28	<u>185,700</u>	<u>238,200</u>	<u>273,100</u>	<u>316,400</u>	<u>344,300</u>	<u>373,600</u>	<u>420,700</u>
29	<u>187,200</u>	<u>239,500</u>	<u>274,800</u>	<u>318,100</u>	<u>345,900</u>	<u>375,100</u>	<u>422,300</u>
30	<u>188,900</u>	<u>240,700</u>	<u>276,700</u>	<u>320,100</u>	<u>347,800</u>	<u>376,900</u>	<u>423,600</u>
31	<u>190,700</u>	<u>241,700</u>	<u>278,600</u>	<u>322,200</u>	<u>349,700</u>	<u>378,700</u>	<u>424,900</u>
32	<u>192,400</u>	<u>242,900</u>	<u>280,300</u>	<u>324,300</u>	<u>351,500</u>	<u>380,300</u>	<u>426,100</u>
33	<u>194,000</u>	<u>244,200</u>	<u>281,800</u>	<u>325,500</u>	<u>353,400</u>	<u>382,100</u>	<u>427,300</u>
34	<u>195,400</u>	<u>245,300</u>	<u>283,700</u>	<u>327,500</u>	<u>355,200</u>	<u>383,500</u>	<u>428,600</u>
35	<u>196,900</u>	<u>246,500</u>	<u>285,500</u>	<u>329,400</u>	<u>357,000</u>	<u>385,000</u>	<u>429,900</u>
36	<u>198,400</u>	<u>247,800</u>	<u>287,400</u>	<u>331,500</u>	<u>358,700</u>	<u>386,600</u>	<u>431,100</u>
37	<u>199,700</u>	<u>248,700</u>	<u>289,000</u>	<u>333,400</u>	<u>360,100</u>	<u>388,000</u>	<u>432,300</u>
38	<u>201,000</u>	<u>250,100</u>	<u>290,700</u>	<u>335,300</u>	<u>361,400</u>	<u>389,200</u>	<u>433,100</u>
39	<u>202,200</u>	<u>251,500</u>	<u>292,500</u>	<u>337,300</u>	<u>362,800</u>	<u>390,400</u>	<u>433,900</u>
40	<u>203,500</u>	<u>252,900</u>	<u>294,300</u>	<u>339,200</u>	<u>364,200</u>	<u>391,500</u>	<u>434,700</u>
41	<u>204,800</u>	<u>254,300</u>	<u>295,800</u>	<u>341,100</u>	<u>365,500</u>	<u>392,600</u>	<u>435,300</u>
42	<u>206,100</u>	<u>255,700</u>	<u>297,500</u>	<u>343,000</u>	<u>366,400</u>	<u>393,800</u>	<u>436,000</u>
43	<u>207,400</u>	<u>257,100</u>	<u>299,000</u>	<u>344,800</u>	<u>367,500</u>	<u>395,000</u>	<u>436,700</u>
44	<u>208,700</u>	<u>258,400</u>	<u>300,600</u>	<u>346,700</u>	<u>368,600</u>	<u>396,100</u>	<u>437,400</u>
45	<u>209,800</u>	<u>259,600</u>	<u>302,200</u>	<u>348,200</u>	<u>369,400</u>	<u>396,800</u>	<u>438,200</u>
46	<u>211,100</u>	<u>260,900</u>	<u>303,900</u>	<u>349,600</u>	<u>370,300</u>	<u>397,500</u>	<u>439,000</u>
47	<u>212,400</u>	<u>262,300</u>	<u>305,500</u>	<u>351,100</u>	<u>371,200</u>	<u>398,200</u>	<u>439,400</u>
48	<u>213,700</u>	<u>263,600</u>	<u>307,200</u>	<u>352,600</u>	<u>372,100</u>	<u>398,900</u>	<u>440,100</u>
49	<u>214,800</u>	<u>264,700</u>	<u>308,100</u>	<u>354,200</u>	<u>373,000</u>	<u>399,500</u>	<u>440,600</u>
50	<u>215,900</u>	<u>265,800</u>	<u>309,600</u>	<u>355,000</u>	<u>373,800</u>	<u>400,100</u>	<u>441,000</u>
51	<u>216,900</u>	<u>267,100</u>	<u>311,100</u>	<u>356,200</u>	<u>374,600</u>	<u>400,600</u>	<u>441,400</u>
52	<u>218,000</u>	<u>268,400</u>	<u>312,700</u>	<u>357,200</u>	<u>375,400</u>	<u>401,000</u>	<u>441,800</u>
53	<u>219,100</u>	<u>269,400</u>	<u>314,300</u>	<u>358,100</u>	<u>376,100</u>	<u>401,400</u>	<u>442,200</u>
54	<u>220,100</u>	<u>270,500</u>	<u>315,900</u>	<u>359,200</u>	<u>376,800</u>	<u>401,700</u>	<u>442,600</u>
55	<u>221,000</u>	<u>271,800</u>	<u>317,500</u>	<u>360,100</u>	<u>377,500</u>	<u>402,000</u>	<u>443,000</u>
56	<u>222,000</u>	<u>273,100</u>	<u>319,000</u>	<u>361,200</u>	<u>378,200</u>	<u>402,300</u>	<u>443,300</u>

57	<u>222,400</u>	<u>274,000</u>	<u>320,500</u>	<u>362,100</u>	<u>378,700</u>	<u>402,600</u>	<u>443,600</u>
58	<u>223,300</u>	<u>275,000</u>	<u>321,700</u>	<u>362,800</u>	<u>379,300</u>	<u>402,900</u>	<u>444,000</u>
59	<u>224,100</u>	<u>275,900</u>	<u>322,900</u>	<u>363,500</u>	<u>379,900</u>	<u>403,200</u>	<u>444,300</u>
60	<u>224,900</u>	<u>277,000</u>	<u>324,100</u>	<u>364,200</u>	<u>380,600</u>	<u>403,500</u>	<u>444,600</u>
61	<u>225,600</u>	<u>278,100</u>	<u>324,800</u>	<u>364,600</u>	<u>381,000</u>	<u>403,800</u>	<u>444,900</u>
62	<u>226,600</u>	<u>279,100</u>	<u>325,700</u>	<u>365,200</u>	<u>381,700</u>	<u>404,100</u>	
63	<u>227,400</u>	<u>280,000</u>	<u>326,500</u>	<u>365,900</u>	<u>382,300</u>	<u>404,400</u>	
64	<u>228,300</u>	<u>281,000</u>	<u>327,300</u>	<u>366,600</u>	<u>382,900</u>	<u>404,700</u>	
65	<u>229,000</u>	<u>281,500</u>	<u>328,200</u>	<u>366,900</u>	<u>383,300</u>	<u>405,000</u>	
66	<u>229,800</u>	<u>282,400</u>	<u>328,600</u>	<u>367,600</u>	<u>383,900</u>	<u>405,300</u>	
67	<u>230,700</u>	<u>283,100</u>	<u>329,300</u>	<u>368,300</u>	<u>384,500</u>	<u>405,600</u>	
68	<u>231,700</u>	<u>284,000</u>	<u>330,100</u>	<u>369,000</u>	<u>385,100</u>	<u>405,900</u>	
69	<u>232,400</u>	<u>285,000</u>	<u>330,900</u>	<u>369,300</u>	<u>385,500</u>	<u>406,100</u>	
70	<u>233,100</u>	<u>285,800</u>	<u>331,600</u>	<u>369,900</u>	<u>386,000</u>	<u>406,400</u>	
71	<u>233,700</u>	<u>286,600</u>	<u>332,300</u>	<u>370,600</u>	<u>386,500</u>	<u>406,700</u>	
72	<u>234,500</u>	<u>287,400</u>	<u>333,000</u>	<u>371,200</u>	<u>387,100</u>	<u>407,000</u>	
73	<u>235,300</u>	<u>288,200</u>	<u>333,500</u>	<u>371,500</u>	<u>387,400</u>	<u>407,200</u>	
74	<u>236,000</u>	<u>288,700</u>	<u>334,100</u>	<u>372,100</u>	<u>387,800</u>	<u>407,500</u>	
75	<u>236,700</u>	<u>289,100</u>	<u>334,600</u>	<u>372,800</u>	<u>388,200</u>	<u>407,800</u>	
76	<u>237,300</u>	<u>289,600</u>	<u>335,200</u>	<u>373,400</u>	<u>388,600</u>	<u>408,000</u>	
77	<u>238,000</u>	<u>289,800</u>	<u>335,500</u>	<u>373,800</u>	<u>388,900</u>	<u>408,200</u>	
78	<u>238,800</u>	<u>290,100</u>	<u>336,000</u>	<u>374,300</u>	<u>389,200</u>	<u>408,500</u>	
79	<u>239,600</u>	<u>290,300</u>	<u>336,400</u>	<u>374,900</u>	<u>389,500</u>	<u>408,800</u>	
80	<u>240,300</u>	<u>290,700</u>	<u>336,900</u>	<u>375,400</u>	<u>389,800</u>	<u>409,000</u>	
81	<u>240,800</u>	<u>290,900</u>	<u>337,300</u>	<u>375,900</u>	<u>390,000</u>	<u>409,200</u>	
82	<u>241,500</u>	<u>291,100</u>	<u>337,800</u>	<u>376,500</u>	<u>390,300</u>	<u>409,500</u>	
83	<u>242,200</u>	<u>291,500</u>	<u>338,300</u>	<u>377,000</u>	<u>390,600</u>	<u>409,800</u>	
84	<u>242,900</u>	<u>291,800</u>	<u>338,800</u>	<u>377,300</u>	<u>390,800</u>	<u>410,000</u>	
85	<u>243,500</u>	<u>292,100</u>	<u>339,100</u>	<u>377,700</u>	<u>391,000</u>	<u>410,200</u>	
86	<u>244,200</u>	<u>292,400</u>	<u>339,500</u>	<u>378,200</u>	<u>391,300</u>		
87	<u>244,900</u>	<u>292,700</u>	<u>340,000</u>	<u>378,600</u>	<u>391,600</u>		
88	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>340,400</u>	<u>379,000</u>	<u>391,800</u>		
89	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>340,700</u>	<u>379,400</u>	<u>392,000</u>		
90	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>341,100</u>	<u>379,900</u>	<u>392,300</u>		
91	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>341,600</u>	<u>380,300</u>	<u>392,600</u>		
92	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>342,000</u>	<u>380,700</u>	<u>392,800</u>		

	93	<u>247, 600</u>	<u>294, 700</u>	<u>342, 200</u>	<u>381, 000</u>	<u>393, 000</u>		
	94		<u>294, 900</u>	<u>342, 600</u>				
	95		<u>295, 200</u>	<u>343, 100</u>				
	96		<u>295, 600</u>	<u>343, 500</u>				
	97		<u>295, 800</u>	<u>343, 700</u>				
	98		<u>296, 100</u>	<u>344, 100</u>				
	99		<u>296, 500</u>	<u>344, 500</u>				
	100		<u>296, 900</u>	<u>344, 800</u>				
	101		<u>297, 100</u>	<u>345, 100</u>				
	102		<u>297, 400</u>	<u>345, 500</u>				
	103		<u>297, 800</u>	<u>345, 900</u>				
	104		<u>298, 100</u>	<u>346, 300</u>				
	105		<u>298, 300</u>	<u>346, 800</u>				
	106		<u>298, 600</u>	<u>347, 200</u>				
	107		<u>299, 000</u>	<u>347, 600</u>				
	108		<u>299, 300</u>	<u>348, 000</u>				
	109		<u>299, 500</u>	<u>348, 500</u>				
	110		<u>299, 900</u>	<u>348, 900</u>				
	111		<u>300, 300</u>	<u>349, 200</u>				
	112		<u>300, 600</u>	<u>349, 500</u>				
	113		<u>300, 800</u>	<u>350, 000</u>				
	114		<u>301, 000</u>					
	115		<u>301, 300</u>					
	116		<u>301, 700</u>					
	117		<u>301, 900</u>					
	118		<u>302, 100</u>					
	119		<u>302, 400</u>					
	120		<u>302, 700</u>					
	121		<u>303, 100</u>					
	122		<u>303, 300</u>					
	123		<u>303, 600</u>					
	124		<u>303, 900</u>					
	125		<u>304, 200</u>					
再任用		<u>187, 700</u>	<u>215, 200</u>	<u>255, 200</u>	<u>274, 600</u>	<u>289, 700</u>	<u>315, 100</u>	<u>356, 800</u>

職 員								
--------	--	--	--	--	--	--	--	--

第2条 美濃加茂市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与の減額等) 第14条 (略) 2 次の各号に掲げるものに相当する金額は、職員に給与が支給される際当該給与から控除するものとする。 (1)～(4) (略) <u>(5) 本人が希望し、かつ、市長が必要と認める市の事業に係る自己負担金</u> (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の130</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。）にあつては<u>100分の110</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の130</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の110</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。	(給与の減額等) 第14条 (略) 2 次の各号に掲げるものに相当する金額は、職員に給与が支給される際当該給与から控除するものとする。 (1)～(4) (略) (期末手当) 第20条 (略) 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合においては100分の122.5、12月に支給する場合においては100分の137.5</u>を乗じて得た額（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの（これらの職員のうち、市の規則で定める職員に限る。第21条において「特定管理職員」という。）にあつては<u>6月に支給する場合においては100分の102.5、12月に支給する場合においては100分の117.5</u>を乗じて得た額）に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。 (1)～(4) (略) 3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の65</u>」と、「<u>100分の137.5</u>」とあるのは「<u>100分の80</u>」と、「<u>100分の102.5</u>」とあるのは「<u>100分の55</u>」と、「

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、100分の92.5（特定管理職員にあつては、100分の112.5）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に100分の45（特定管理職員にあつては、100分の55）を乗じて得た額の総額

100分の117.5」とあるのは「100分の70」とする。

4・5 (略)

(勤勉手当)

第21条 (略)

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市の規則で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再任用職員以外の職員

当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれその基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に、6月に支給する場合においては100分の90（特定管理職員にあつては、100分の110）、12月に支給する場合においては100分の95（特定管理職員にあつては、100分の115）を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合においては100分の42.5（特定管理職員にあつては、100分の52.5）、12月に支給する場合においては100分の47.5（特定管理職員にあつては、100分の57.5）を乗じて得た額の総額

3～5 (略)

別表第2 (第3条関係)

級別基準職務表

級	基準となる職務
(略)	
4	係長の職務
5	課長補佐の職務
6	課長の職務
7	部長の職務

3～5 (略)

別表第2 (第3条関係)

級別基準職務表

級	基準となる職務
(略)	
4	係長の職務又は係長の職務に相当する職務
5	課長補佐の職務又は課長補佐の職務に相当する職務
6	課長の職務又は課長の職務に相当する職務
7	部長の職務又は部長の職務に相当する職務

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（美濃加茂市職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第19条及び別表第1の改正に限る。）による改正後の給与条例（次項において「改正後の給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用し、第1条の規定（給与条例第21条第2項の改正に限る。）による改正後の給与条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の美濃加茂市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

議第 6 5 号

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）
第 1 条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第 9 条 (略)	第 9 条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 6 5」と、「1 0 0 分の 1 3 7 . 5」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 1 7 0</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項及び第 2 0 条第 2 項の規定の適用については、給与条例第 1 9 条の 2 第 1 項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成 2 6 年美濃加茂市条例第 2 号）第 7 条第 1 項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第 2 0 条第 2 項中「1 0 0 分の 1 2 2 . 5」とあるのは「1 0 0 分の 1 6 5」と、「1 0 0 分の 1 3 7 . 5」とあるのは「 <u>1 0 0 分の 1 6 5</u> 」とする。
別表（第 7 条関係）	別表（第 7 条関係）
特定任期付職員給料表	特定任期付職員給料表

号給	給料月額	号給	給料月額
1	374,000	1	373,000
2	422,000	2	421,000
3	472,000	3	471,000
4	533,000	4	532,000
5	608,000	5	607,000
6	710,000	6	709,000

第2条 美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(給与条例の適用除外等)	(給与条例の適用除外等)
第9条 (略)	第9条 (略)
2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の130</u> 」とあるのは「 <u>100分の167.5</u> 」とする。	2 特定任期付職員に対する給与条例第19条の2第1項及び第20条第2項の規定の適用については、給与条例第19条の2第1項中「管理職員が」とあるのは「管理職員（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成26年美濃加茂市条例第2号）第7条第1項に規定する特定任期付職員を含む。）」と、給与条例第20条第2項中「 <u>100分の122.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の165</u> 」と、「 <u>100分の137.5</u> 」とあるのは「 <u>100分の170</u> 」とする。

附 則

(施行期日等)

- この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成31年4月1日から施行する。
- 第1条の規定（美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下「任期付職員条例」という。）第9条第2項の改正を除く。）による改正後の任期付職員条例（次項において「改正後の任期付職員条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用し、第1条の規定（任期付職員条例第9条第2項の改正に限る。）による改正後の任期付職員条例の規定は、平成30年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の美濃加茂市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

議第 6 6 号

美濃加茂市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例について

美濃加茂市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

美濃加茂市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

美濃加茂市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例（平成 2 4 年美濃加茂市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
(布設工事監督者の資格) 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 学校教育法による短期大学 <u>(同法による専門職大学の前期課程を含む。)</u> 若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 3 6 年勅令第 6 1 号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後 <u>(同法による専門職大学の前期課程にあっては、修了した後)</u> 、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)・(5) (略) (6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学	(布設工事監督者の資格) 第 3 条 法第 1 2 条第 2 項の条例で定める資格は、次のとおりとする。 (1)・(2) (略) (3) 学校教育法による短期大学若しくは高等専門学校又は旧専門学校令(明治 3 6 年勅令第 6 1 号)による専門学校において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、5 年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (4)・(5) (略) (6) 第 1 号又は第 2 号の卒業生であって、学

校教育法に基づく大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) (略)

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後(学校教育法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した後)、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者(同法による専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

校教育法による大学院研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業者にあつては1年以上、第2号の卒業者にあつては2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(7) (略)

(8) 技術士法(昭和58年法律第25号)第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者(選択科目として上水道及び工業用水道又は水道環境を選択したものに限る。)であつて、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(水道技術管理者の資格)

第4条 法第19条第3項の条例で定める資格は、次のとおりとする。

(1) (略)

(2) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において土木工学以外の工学、理学、農学、医学若しくは薬学に関する学科目又はこれらに相当する学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校を卒業した者については4年以上、同条第3号に規定する学校を卒業した者については6年以上、同条第4号に規定する学校を卒業した者については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) (略)

(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した<u>(当該学科目を修めて学校教育法に基づく専門職大学の前期課程(以下この号において「専門職大学前期課程」という。)を修了した場合を含む。)</u>後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者<u>(専門職大学前期課程の修了者を含む。次号において同じ。)</u>については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5)・(6) (略)	(4) 前条第1号、第3号及び第4号に規定する学校において、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する学科目並びにこれらに相当する学科目以外の学科目を修めて卒業した後、同条第1号に規定する学校の卒業者については5年以上、同条第3号に規定する学校の卒業者については7年以上、同条第4号に規定する学校の卒業者については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者 (5)・(6) (略)
--	---

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

議第 6 7 号

平成 3 0 年度美濃加茂市一般会計補正予算（第 8 号）

平成 3 0 年度美濃加茂市の一般会計補正予算（第 8 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 3 5, 0 0 4 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 2, 0 0 9, 7 6 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（継続費の補正）

第 2 条 継続費の変更は、「第 2 表 継続費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第 3 条 債務負担行為の追加は、「第 3 表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第 4 条 地方債の追加及び変更は、「第 4 表 地方債補正」による。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 分担金及び負担金		431,357	456	431,813
	2 負担金	431,226	456	431,682
14 国庫支出金		2,426,740	35,781	2,462,521
	1 国庫負担金	1,943,216	35,000	1,978,216
	2 国庫補助金	470,785	0	470,785
	3 委託金	12,739	781	13,520
15 県支出金		1,635,016	24,550	1,659,566
	1 県負担金	808,146	17,500	825,646
	3 委託金	119,475	7,050	126,525
19 繰越金		988,909	41,517	1,030,426
	1 繰越金	988,909	41,517	1,030,426
21 市債		1,285,900	232,700	1,518,600
	1 市債	1,285,900	232,700	1,518,600
歳入合計		21,674,756	335,004	22,009,760

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		171,532	△1,178	170,354
	1 議 会 費	171,532	△1,178	170,354
2 総 務 費		3,457,686	29,323	3,487,009
	1 総務管理費	2,974,930	21,758	2,996,688
	2 徴 税 費	327,683	△3,600	324,083
	3 戸籍住民基本台帳費	101,884	△578	101,306
	4 選 挙 費	34,918	7,607	42,525
	6 監査委員費	13,789	4,136	17,925
3 民 生 費		7,541,455	66,141	7,607,596
	1 社会福祉費	3,630,617	68,819	3,699,436
	2 児童福祉費	3,567,334	△374	3,566,960
	3 生活保護費	343,404	△2,304	341,100
4 衛 生 費		1,323,816	△9,129	1,314,687
	1 保健衛生費	535,075	△9,129	525,946
5 農林業費		745,487	442	745,929
	1 農 業 費	517,403	1,272	518,675
	2 林 業 費	228,084	△830	227,254
6 商 工 費		779,889	△4,669	775,220
	1 商 工 費	779,889	△4,669	775,220
7 土 木 費		2,393,370	13,722	2,407,092
	1 土木管理費	12,061	257	12,318
	2 道路橋りょう費	578,065	283	578,348
	3 河 川 費	227,034	△14,853	212,181
	4 都市計画費	1,552,240	28,035	1,580,275
8 消 防 費		809,572	1,208	810,780
	1 消 防 費	809,572	1,208	810,780
9 教 育 費		2,721,171	8,816	2,729,987
	1 教育総務費	585,487	△13,443	572,044
	2 小学校費	211,960	5,890	217,850
	5 社会教育費	549,934	9,400	559,334

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
	6 保健体育費	1,137,298	6,969	1,144,267
11 公 債 費		1,628,360	230,328	1,858,688
	1 公 債 費	1,628,360	230,328	1,858,688
歳 出 合 計		21,674,756	335,004	22,009,760

第 2 表

継 続 費 補 正

(変更)

款	項	事 業 名	補 正 前			補 正 後		
			総 額	年 度	年割額	総 額	年 度	年割額
9 教育費	1 教育総務費	学校施設 長寿命化 計画策定 事業	千円		千円	千円		千円
			60,588	平成30年度	24,235	15,600	平成30年度	6,240
				平成31年度	36,353		平成31年度	9,360

第 3 表

債 務 負 担 行 為 補 正

(単位:千円)

(追加)

事 項	期 間	限 度 額
中山道会館管理運営業務	自 平成31年度 至 平成35年度	70,675

第 4 表

地 方 債 の 補 正

(追加)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借換債 (平成24年度発行市 債借換債)	千円 230,300	証書借入	年1.8%以内(ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金 について、利率の見直し を行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金につ いては、その融資 条件により、銀行 その他の場合に はその借入先と 協定するものによ る。ただし、市財 政の都合により繰 上償還又は低利 に借換えすること ができる。

(変更)

起 債 の 目 的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
みのかも健康の森整 備事業	千円 9,700	証書借入	年1.8%以内 (ただし、利率 見直し方式で 借り入れる政 府資金及び地 方公共団体金 融機構資金に ついて、利率 の見直しを 行った後にお いては、当該 見直し後の利 率)	政府資金に ついては、その 融資条件によ り、銀行その他 の場合にはそ の借入先と協 定するものによ る。ただし、市 財政の都合に より繰上償還 又は低利に借 換えすることが できる。	千円 12,100	変更なし	変更なし	変更なし
加茂川総合内水対策 事業	74,200				66,100			
美濃加茂市西部地区 整備事業	108,000				116,100			

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 12 分担金及び負担金
(項) 2 負 担 金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
12			分担金及び負担金	431,357	456	431,813
	2		負 担 金	431,226	456	431,682
		7	教育費負担金	20,799	456	21,255

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 保健体育費 負担金	456	1 学校給食センター運営費負担金（富加町）

(款) 14 国庫支出金
(項) 1 国庫負担金

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計
14		国庫支出金	2,426,740	35,781	2,462,521
	1	国庫負担金	1,943,216	35,000	1,978,216
	1	民生費国庫負担金	1,919,782	35,000	1,954,782
	2	国庫補助金	470,785	0	470,785
	6	土木費国庫補助金	226,488	0	226,488
	3	委 託 金	12,739	781	13,520
	2	民生費委託金	9,340	781	10,121

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 社会福祉費 負担金	35,000	1 自立支援給付費負担金	
2 都市計画費 補助金	0	1 社会資本整備総合交付金（加茂川総合内水対策事業） △6,000 2 社会資本整備総合交付金（美濃加茂市西部地区整備事業） 6,000	
1 社会福祉費 委託金	781	1 年金事務協力委託金	

(款) 15 県支出金
(項) 1 県負担金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
15			県支出金	1,635,016	24,550	1,659,566
	1		県負担金	808,146	17,500	825,646
		1	民生費県負担金	777,868	17,500	795,368
	3		委 託 金	119,475	7,050	126,525
		1	総務費委託金	92,278	7,050	99,328

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 社会福祉費 負担金	17, 500	1 自立支援給付費負担金
4 岐阜県議会 議員選挙委 託費	7, 050	1 岐阜県議会議員選挙委託費

(款) 19 繰越金
(項) 1 繰越金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
19			繰越金	988,909	41,517	1,030,426
	1		繰越金	988,909	41,517	1,030,426
		1	繰越金	988,909	41,517	1,030,426

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 繰 越 金	41,517	1 前年度繰越金

(款) 21 市 債
(項) 1 市 債

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
21			市 債	1,285,900	232,700	1,518,600
	1		市 債	1,285,900	232,700	1,518,600
		2	農林業債	9,700	2,400	12,100
		3	土 木 債	203,700	0	203,700
		8	借 換 債	0	230,300	230,300

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 林 業 債	2,400	1 みのかも健康の森整備事業（管理棟改修工事）
2 河 川 債	△8,100	1 加茂川総合内水対策事業
3 都市計画債	8,100	1 美濃加茂市西部地区整備事業
1 平成24年度発行市債 借換債	230,300	1 借換債

3 歳 出

(款) 1 議 会 費
(項) 1 議 会 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
1			議 会 費	171,532	△1,178	170,354		△1,178
	1		議 会 費	171,532	△1,178	170,354		△1,178
		1	議 会 費	171,532	△1,178	170,354		△1,178

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△591	一般職給	人件費 △1,178
3 職員手当等	△387	地域手当 期末手当 勤勉手当 一般職退職手当負担金	
		△19 △199 △80 △89	
4 共 済 費	△200	職員共済組合負担金	

(款) 2 総務費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
2			総 務 費	3,457,686	29,323	3,487,009	7,050	22,273
	1		総務管理費	2,974,930	21,758	2,996,688		21,758
		1	一般管理費	857,801	5,458	863,259		5,458
		6	企 画 費	1,448,738	16,300	1,465,038		16,300
	2		徴 税 費	327,683	△3,600	324,083		△3,600
		1	税務総務費	178,343	△3,600	174,743		△3,600
	3		戸籍住民基本台帳費	101,884	△578	101,306		△578
		1	戸籍住民基本台帳費	101,884	△578	101,306		△578
	4		選 挙 費	34,918	7,607	42,525	7,050	557

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△2,200	一般職給	人件費 9,558 嘱託職員給 △4,100
3 職員手当等	5,694	扶養手当 402 地域手当 47 住居手当 588 通勤手当 222 管理職手当 1,541 期末手当 806 勤勉手当 2,514 単身赴任手当 △96 一般職退職手当負担金 △330	
4 共 済 費	1,964	職員共済組合負担金 5,850 嘱託職員健康保険等負担金 △4,100 公務災害補償負担金 △437 特別職共済負担金 651	
13 委 託 料	16,300	元号改正対応	総合行政システム事業 16,300
2 給 料	△1,445	一般職給	人件費 △3,600
3 職員手当等	△1,705	扶養手当 △806 地域手当 △59 期末手当 △448 勤勉手当 △72 一般職退職手当負担金 △320	
4 共 済 費	△450	職員共済組合負担金	
2 給 料	△142	一般職給	人件費 △578
3 職員手当等	△116	地域手当 △5 期末手当 56 勤勉手当 140 一般職退職手当負担金 △307	
4 共 済 費	△320	職員共済組合負担金	

(款) 2 総務費
(項) 4 選挙費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		1	選挙管理委員会費	5,712	557	6,269		557
		4	岐阜県議会議員選挙費	0	7,050	7,050	県支出金 7,050	
	6		監査委員費	13,789	4,136	17,925		4,136
		1	監査委員費	13,789	4,136	17,925		4,136

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	343	一般職給	人件費 557
3 職員手当等	204	地域手当 11 期末手当 76 勤勉手当 65 一般職退職手当負担金 52	
4 共済費	10	職員共済組合負担金	
1 報酬	91	投票管理者等	岐阜県議会議員選挙費 6,171 人件費 600 嘱託職員給 279
3 職員手当等	600	時間外勤務手当	
7 賃金	279	臨時職員賃金	
11 需用費	550	消耗品費 500 燃料費 10 印刷製本費 40	
12 役務費	1,650	郵便料 1,600 啓発物品作成手数料 50	
13 委託料	3,138	選挙対応支援業務 918 選挙関連業務 2,220	
14 使用料及び賃借料	742	コピー機使用料 100 パソコン等借上料 642	
2 給料	3,241	一般職給	人件費 5,986 嘱託職員給 △1,850
3 職員手当等	1,845	地域手当 98 通勤手当 50 期末手当 697 勤勉手当 514 一般職退職手当負担金 486	
4 共済費	900	職員共済組合負担金	
7 賃金	△1,850	嘱託職員賃金	

(款) 3 民生費
(項) 1 社会福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
3			民 生 費	7,541,455	66,141	7,607,596	53,281	12,860
	1		社会福祉費	3,630,617	68,819	3,699,436	53,281	15,538
		1	社会福祉総務費	572,029	7,453	579,482		7,453
		3	老人福祉費	735,590	△7,130	728,460		△7,130
		5	自立支援費	1,046,075	70,000	1,116,075	国庫支出金 35,000 県支出金 17,500	17,500
		7	国民年金費	16,977	△1,504	15,473	国庫支出金 781	△2,285
	2		児童福祉費	3,567,334	△374	3,566,960		△374
		1	児童福祉総務費	108,197	△4,964	103,233		△4,964
	2		児童手当費	1,350,284	33	1,350,317		33

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△1,020	一般職給	国民健康保険会計繰出金（保険給付費） 人件費 6,915 538
3 職員手当等	748	地域手当 △21 住居手当 172 通勤手当 250 期末手当 △139 勤勉手当 119 一般職退職手当負担金 367	
4 共 済 費	810	職員共済組合負担金	
28 繰 出 金	6,915	国民健康保険会計繰出金	
28 繰 出 金	△7,130	介護保険会計繰出金（人件事務費）	介護保険会計繰出金（人件事務費） △7,130
20 扶 助 費	70,000	介護給付費	自立支援費給付事業 70,000
2 給 料	△1,300	一般職給	国民年金事務 人件費 1,296 △2,800
3 職員手当等	△1,050	地域手当 △39 期末手当 △492 勤勉手当 △319 一般職退職手当負担金 △200	
4 共 済 費	△450	職員共済組合負担金	
13 委 託 料	1,296	システム改修	
2 給 料	△2,965	一般職給	人件費 △4,964
3 職員手当等	△1,849	地域手当 △89 管理職手当 △929 期末手当 △352 勤勉手当 △450 一般職退職手当負担金 △29	
4 共 済 費	△150	職員共済組合負担金	

(款) 3 民 生 費
(項) 2 児童福祉費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		5	カナリヤの家費	56,641	4,557	61,198		4,557
	3		生活保護費	343,404	△2,304	341,100		△2,304
		1	生活保護総務費	41,289	△2,304	38,985		△2,304

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	11	一般職給	人件費 33
3 職員手当等	18	期末手当 3 勤勉手当 13 一般職退職手当負担金 2	
4 共 済 費	4	職員共済組合負担金	
2 給 料	1,055	一般職給	人件費 3,257
3 職員手当等	1,702	地域手当 42 時間外勤務手当 300 期末手当 488 勤勉手当 405 一般職退職手当負担金 467	嘱託職員給 1,300
4 共 済 費	500	職員共済組合負担金	
7 賃 金	1,300	臨時職員賃金	
2 給 料	△1,426	一般職給	人件費 △2,304
3 職員手当等	△528	地域手当 △43 期末手当 △378 勤勉手当 △193 児童手当 300 一般職退職手当負担金 △214	
4 共 済 費	△350	職員共済組合負担金	

(款) 4 衛生費
(項) 1 保健衛生費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
4			衛 生 費	1,323,816	△9,129	1,314,687		△9,129
	1		保健衛生費	535,075	△9,129	525,946		△9,129
		1	保健衛生総務費	223,085	△9,129	213,956		△9,129

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△6,323	一般職給	人件費 △9,129
3 職員手当等	△1,806	扶養手当 516 地域手当 △166 期末手当 △1,051 勤勉手当 △370 児童手当 165 一般職退職手当負担金 △900	
4 共 済 費	△1,000	職員共済組合負担金	

(款) 5 農林業費
(項) 1 農業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
5			農林業費	745,487	442	745,929	2,400	△1,958
	1		農 業 費	517,403	1,272	518,675		1,272
		1	農業委員会費	35,020	242	35,262		242
		2	農業総務費	33,692	944	34,636		944
		4	畜産業費	5,577	86	5,663		86
	2		林 業 費	228,084	△830	227,254	2,400	△3,230
		1	林業振興費	228,084	△830	227,254	市債 2,400	△3,230

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	37	一般職給	人件費 242
3 職員手当等	85	地域手当 6 期末手当 7 勤勉手当 66 一般職退職手当負担金 6	
4 共 済 費	120	職員共済組合負担金	
2 給 料	158	一般職給	人件費 944
3 職員手当等	576	扶養手当 90 地域手当 7 時間外勤務手当 200 期末手当 100 勤勉手当 156 一般職退職手当負担金 23	
4 共 済 費	210	職員共済組合負担金	
2 給 料	13	一般職給	人件費 86
3 職員手当等	18	期末手当 3 勤勉手当 13 一般職退職手当負担金 2	
4 共 済 費	55	職員共済組合負担金	
2 給 料	△577	一般職給	人件費 △830
3 職員手当等	△103	地域手当 △18 住居手当 288 期末手当 △177 勤勉手当 △109 一般職退職手当負担金 △87	
4 共 済 費	△150	職員共済組合負担金	

(款) 6 商 工 費
(項) 1 商 工 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
6			商 工 費	779,889	△4,669	775,220		△4,669
	1		商 工 費	779,889	△4,669	775,220		△4,669
		1	商工総務費	111,113	△4,669	106,444		△4,669

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△3,731	一般職給	人件費 △4,669
3 職員手当等	△338	扶養手当 376 地域手当 △92 通勤手当 54 期末手当 △619 勤勉手当 △228 児童手当 210 一般職退職手当負担金 △39	
4 共 済 費	△600	職員共済組合負担金	

(款) 7 土 木 費
(項) 1 土木管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
7			土 木 費	2,393,370	13,722	2,407,092		13,722
	1		土木管理費	12,061	257	12,318		257
		1	土木総務費	12,061	257	12,318		257
	2		道路橋りょう費	578,065	283	578,348		283
		1	道路維持費	217,114	△109	217,005		△109
		2	道路新設改良費	250,651	392	251,043		392
	3		河 川 費	227,034	△14,853	212,181	△14,100	△753
		1	河川総務費	227,034	△14,853	212,181	国庫支出金 △6,000 市債 △8,100	△753
	4		都市計画費	1,552,240	28,035	1,580,275	14,100	13,935
		1	都市計画総務費	448,947	28,035	476,982	国庫支出金 6,000	13,935

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	257	扶養手当 180 期末手当 25 勤勉手当 52	人件費 257
2 給 料	△659	一般職給	人件費 △109
3 職員手当等	490	扶養手当 80 地域手当 △18 時間外勤務手当 686 期末手当 △160 勤勉手当 1 一般職退職手当負担金 △99	
4 共 済 費	60	職員共済組合負担金	
2 給 料	60	一般職給	人件費 392
3 職員手当等	112	地域手当 6 期末手当 13 勤勉手当 84 一般職退職手当負担金 9	
4 共 済 費	220	職員共済組合負担金	
2 給 料	12	一般職給	加茂川総合内水対策事業 △15,000 人件費 147
3 職員手当等	35	期末手当 3 勤勉手当 31 一般職退職手当負担金 1	
4 共 済 費	100	職員共済組合負担金	
13 委 託 料	△2,000	雨水貯留施設測量設計	
15 工事請負費	△13,000	内水対策施設等整備	

(款) 7 土木費
(項) 4 都市計画費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
							市債 8,100	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	4,775	一般職給	美濃加茂市西部地区整備事業 15,000
3 職員手当等	6,010	扶養手当 576 地域手当 187 住居手当 312 通勤手当 351 管理職手当 748 期末手当 916 勤勉手当 1,234 児童手当 450 一般職退職手当負担金 1,236	人件費 13,035
4 共 済 費	2,250	職員共済組合負担金	
15 工事請負費	15,000	スカイロード2号線築造	

(款) 8 消 防 費
(項) 1 消 防 費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
8			消 防 費	809,572	1,208	810,780		1,208
	1		消 防 費	809,572	1,208	810,780		1,208
		2	消防施設費	34,364	1,208	35,572		1,208

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
13 委 託 料	1,208	消防訓練場整備設計	消防施設整備事業 1,208

(款) 9 教育費
(項) 1 教育総務費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
9			教 育 費	2,721,171	8,816	2,729,987	456	8,360
	1		教育総務費	585,487	△13,443	572,044		△13,443
		2	事務局費	533,644	△14,949	518,695		△14,949
		3	教育センター費	49,126	1,506	50,632		1,506
	2		小学校費	211,960	5,890	217,850		5,890
		1	小学校管理費	165,426	5,890	171,316		5,890
	5		社会教育費	549,934	9,400	559,334		9,400
		1	社会教育総務費	34,859	50	34,909		50
		2	交流センター費	70,906	5,189	76,095		5,189

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	備考
区分	金額		
2 給料	△674	一般職給	学校施設長寿命化計画策定事業 △17,995
3 職員手当等	2,520	扶養手当 24 地域手当 △11 住居手当 276 通勤手当 583 時間外勤務手当 1,641 期末手当 △163 勤勉手当 121 特別職期末手当 39 一般職退職手当負担金 10	人件費 3,046
4 共済費	1,200	職員共済組合負担金	
13 委託料	△17,995	学校施設建物診断	
2 給料	700	一般職給	人件費 1,506
3 職員手当等	706	地域手当 20 期末手当 369 勤勉手当 212 一般職退職手当負担金 105	
4 共済費	100	職員共済組合負担金	
13 委託料	5,890	図書室空調設備工事設計 3,370 特別支援教室空調設備工事設計 2,520	小学校施設営繕工事 3,370 特別支援教室改修事業 2,520
2 給料	7	一般職給	人件費 50
3 職員手当等	33	地域手当 5 期末手当 1 勤勉手当 26 一般職退職手当負担金 1	
4 共済費	10	職員共済組合負担金	
2 給料	2,245	一般職給	交流センター施設維持管理事業 901

(款) 9 教育費
(項) 5 社会教育費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		4	図書館費	109,001	496	109,497		496
		6	文化会館費	115,340	2,859	118,199		2,859
		7	文化の森費	169,023	806	169,829		806
	6		保健体育費	1,137,298	6,969	1,144,267	456	6,513
		1	保健体育総務費	54,544	344	54,888		344

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
3 職員手当等	1,443	地域手当 48 住居手当 189 通勤手当 248 期末手当 341 勤勉手当 280 一般職退職手当負担金 337	人件費 4,288
4 共 済 費	600	職員共済組合負担金	
15 工事請負費	901	牧野交流センター空調機器取替	
2 給 料	66	一般職給	人件費 496
3 職員手当等	400	時間外勤務手当 274 期末手当 12 勤勉手当 105 一般職退職手当負担金 9	
4 共 済 費	30	職員共済組合負担金	
2 給 料	15	一般職給	文化会館施設管理事業 人件費 2,700 159
3 職員手当等	44	地域手当 1 期末手当 3 勤勉手当 37 一般職退職手当負担金 3	
4 共 済 費	100	職員共済組合負担金	
13 委 託 料	2,700	ホール客席及び事務所棟便所改修設計	
2 給 料	40	一般職給	人件費 806
3 職員手当等	466	地域手当 5 住居手当 312 期末手当 7 勤勉手当 136 一般職退職手当負担金 6	
4 共 済 費	300	職員共済組合負担金	
2 給 料	71	一般職給	人件費 344
3 職員手当等	113	地域手当 6 期末手当 15 勤勉手当 81 一般職退職手当負担金 11	

(款) 9 教育費
(項) 6 保健体育費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
		2	保健体育施設費	534,853	1,054	535,907		1,054
		3	学校給食センター費	547,901	5,571	553,472	分担金負担金 456	5,115

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
4 共 済 費	160	職員共済組合負担金	
2 給 料	147	一般職給	人件費 1,054
3 職員手当等	797	扶養手当 78 地域手当 7 時間外勤務手当 480 期末手当 102 勤勉手当 108 一般職退職手当負担金 22	
4 共 済 費	110	職員共済組合負担金	
2 給 料	5	一般職給	学校給食センター維持管理事業 5,500
3 職員手当等	16	期末手当 1 勤勉手当 15	人件費 71
4 共 済 費	50	職員共済組合負担金	
11 需 用 費	5,500	燃料費	

(款) 11 公債費
(項) 1 公債費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
							特定財源	一般財源
11			公 債 費	1,628,360	230,328	1,858,688	230,300	28
	1		公 債 費	1,628,360	230,328	1,858,688	230,300	28
		1	元 金	1,493,500	230,328	1,723,828	市債 230,300	28

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
23 償還金、利 子及び割引 料	230,328	繰上償還元金	市債償還元金 230,328

給 与 費 明 細 書

1 特別職

区分		職員数 (人)	給 与 費							共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
			報酬 (千円)	給料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給率 (月分)	地域 手当 (千円)	寒冷地 手当 (千円)	その他 の手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	長 等	3		26,952	11,899 (4.45)			8,086	46,937	6,492	53,429	
	議 員	16	101,672						101,672	26,612	128,284	
	その他の 特別職	1,158	48,926						48,926		48,926	
	計	1,177	150,598	26,952	11,899			8,086	197,535	33,104	230,639	
補正前	長 等	3		26,952	11,860 (4.4)			8,086	46,898	5,841	52,739	
	議 員	16	101,672						101,672	26,612	128,284	
	その他の 特別職	1,158	48,926						48,926		48,926	
	計	1,177	150,598	26,952	11,860			8,086	197,496	32,453	229,949	
比較	長 等				39				39	651	690	
	議 員											
	その他の 特別職											
	計				39				39	651	690	

2 一般職
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	317 (0)		1,106,328	833,167	1,939,495	373,177	2,312,672	
補正前	325 (3)		1,116,380	817,281	1,933,661	363,098	2,296,759	
比較	△ 8 (△3)		△ 10,052	15,886	5,834	10,079	15,913	

()内は短時間勤務職員数を計上

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)	管理職 員特別 勤務手 当	単身赴 任手当 (千円)
	補正後	31,552	35,159	12,823	16,885	30	89,091	37,286	252,936	190,196	1,025	164,957	579	648
	補正前	30,036	35,243	10,686	15,127	30	84,910	35,926	253,070	185,489	1,025	164,416	579	744
	比較	1,516	△ 84	2,137	1,758		4,181	1,360	△ 134	4,707		541		△ 96

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説明	備考
給料	△ 10,052	給与改定に伴う増減分	2,490	給与改定率(0.23%)
		その他の増減分	△ 12,542	新陳代謝・人事異動に伴う増減分
職員手当	15,886	給与改定に伴う増減分	5,931	地域手当 75 期末手当 615 勤勉手当 4,867 退職手当負担金 374 勤勉手当 0.05月分増
		その他の増減分	9,955	扶養手当 1,516 地域手当 △ 159 住居手当 2,137 通勤手当 1,758 時間外手当 4,181 管理職手当 1,360 期末手当 △ 749 勤勉手当 △ 160 退職手当負担金 167 単身赴任手当 △ 96

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
平成30年10月1日現在	平均給料月額(円)	299,872	—
	平均給与月額(円)	381,344	—
	平均年齢(歳)	41.9	—

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	148,600	148,600
大学卒	180,700	180,700

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職			単純労務職		
	級	職員数(人)	構成比(%)	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年10月1日現在	1級	41	13.09	1級	1	100.00
	2級	85	27.17	2級		
	3級	49	15.65	3級		
	4級	53	16.93	4級		
	5級	41	13.10	5級		
	6級	37	11.82			
	7級	7	2.24			
	計	313	100.00	計	1	100.00
平成29年10月1日現在	1級	52	16.56	1級	1	50.00
	2級	73	23.25	2級	1	50.00
	3級	50 (2)	15.92 (66.67)	3級		
	4級	65 (1)	20.70 (33.33)	4級		
	5級	34	10.83	5級		
	6級	32	10.19			
	7級	8	2.55			
	計	314 (3)	100.00 (100.00)	計	2	100.00

()内は短時間勤務職員数を計上

(30年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事・技師	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分			合 計	代表的な職種	
				一般行政職	単純労務職
補正後	職員数(A) (人)		314	313	1
	昇給に係る職員数(B) (人)		272	271	1
	昇給数別内訳	1号給 (人)	16	16	
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	13	13	
		4号給 (人)	111	110	1
		6号給 (人)	132	132	
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		86.6	86.6	100.0
補正前	職員数(A) (人)		321	320	1
	昇給に係る職員数(B) (人)		260	259	1
	昇給数別内訳	1号給 (人)			
		2号給 (人)			
		3号給 (人)	35	35	
		4号給 (人)	225	224	1
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		81.0	80.9	100.0

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	備考
補正後	2.125 (1.075)	2.325 (1.275)	4.45 (2.35)	有	
補正前	2.125 (1.075)	2.275 (1.225)	4.4 (2.3)	有	
国の制度	2.125 (1.075)	2.325 (1.275)	4.45 (2.35)	有	

()内は再任用職員の支給率を計上

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	316
国の指定基準に基づく支給率(%)	3.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (平成30年10月1日現在)	3.4	3.4	
代表的な特殊勤務手当の名称	感染症防疫作業手当・行旅病人等取扱手当・犬猫等死体処理手当		

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書

款	項	事業名	全体計画			
			年度	年割額	左の特定財源	
					特定財源	
					国(県)支出金	地方債
9 教育費	1 教育総務費	学校施設長寿命化計画策定事業	平成30年度	千円 6,240	千円	千円
			平成31年度	9,360		

		前前年度 末までの 支出額	前年度末 までの支 出(見込) 額	当該年度 支出予定 額	当該年度 末までの 支出予定 額	翌年度以 降支出予 定額	継続費の 総額に対 する進捗 率
その他	一般財源	千円	千円	千円	千円	千円	%
		千円	千円	千円	千円	千円	%
		6,240			6,240		40.0
		9,360				9,360	60.0

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出
額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事 項	限 度 額	前年度末までの 支出(見込)額	
		期 間	金 額
中山道会館管理運営業務	70,675		

当該年度以降の 支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
H31-H35	70,675				70,675

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区 分	前前年度末現在高	前年度末現在高見込額	当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
			当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
	千円	千円	千円	千円	千円
1 普通債	6,083,470	6,044,656	641,550	777,655	5,908,551
(1) 総務	144,374	158,046	16,500	22,054	152,492
(2) 民生	64,724	34,625		20,807	13,818
(3) 衛生					
(4) 農林	357,957	290,641	24,280	80,451	234,470
(5) 商工	16,385	14,328		2,087	12,241
(6) 土木	2,954,074	2,749,417	263,670	428,940	2,584,147
(7) 消防	107,399	129,990	21,700	12,734	138,956
(8) 教育	2,438,557	2,667,609	315,400	210,582	2,772,427
2 災害復旧債			18,000		18,000
(1) 補助災害			10,600		10,600
(2) 単独災害			7,400		7,400
3 その他	7,924,257	7,869,864	950,150	946,173	7,873,841
(1) 県貸付金					
(2) 減収補てん債等	338,300	261,720		58,388	203,332
(3) 財源対策債等	403,830	298,643		81,718	216,925
(4) 臨時財政対策債	7,182,127	7,309,501	950,150	806,067	7,453,584
合 計	14,007,727	13,914,520	1,609,700	1,723,828	13,800,392

議第 68 号

平成 30 年度美濃加茂市国民健康保険会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度美濃加茂市の国民健康保険会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 24,655 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,288,823 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 30 年 11 月 30 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 県支出金		3,503,590	17,740	3,521,330
	2 県補助金	3,503,589	17,740	3,521,329
7 繰入金		455,585	6,915	462,500
	1 他会計繰入金	435,585	6,915	442,500
歳入合計		5,264,168	24,655	5,288,823

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		119,705	6,915	126,620
	1 総務管理費	96,106	6,915	103,021
2 保険給付費		3,495,889	17,740	3,513,629
	1 療養諸費	2,975,757	16,280	2,992,037
	2 高額療養費	477,932	1,460	479,392
歳 出 合 計		5,264,168	24,655	5,288,823

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 5 県支出金
(項) 2 県補助金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
5			県支出金	3,503,590	17,740	3,521,330
	2		県補助金	3,503,589	17,740	3,521,329
		1	保険給付費等交付金	3,490,189	17,740	3,507,929

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 保険給付費 等交付金	17,740	1 保険給付費等交付金（普通交付金）

(款) 7 繰入金
(項) 1 他会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
7			繰入金	455,585	6,915	462,500
	1		他会計繰入金	435,585	6,915	442,500
		1	一般会計繰入金	435,585	6,915	442,500

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員給与費 等繰入金	6,915	1 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
1			総 務 費	119,705	6,915	126,620	6,915	
	1		総務管理費	96,106	6,915	103,021	6,915	
		1	一般管理費	94,880	6,915	101,795	繰入金 6,915	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	3,160	一般職給	人件費 6,298 嘱託職員給 617
3 職員手当等	2,538	扶養手当 60 地域手当 97 期末手当 879 勤勉手当 665 一般職退職手当負担金 837	
4 共 済 費	600	職員共済組合負担金	
7 賃 金	617	嘱託職員賃金	

(款) 2 保険給付費
(項) 1 療養諸費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
2			保険給付費	3,495,889	17,740	3,513,629	17,740	
	1		療養諸費	2,975,757	16,280	2,992,037	16,280	
		2	退職被保険者等療養給付費	31,318	16,280	47,598	県支出金 16,280	
	2		高額療養費	477,932	1,460	479,392	1,460	
		2	退職被保険者等高額療養費	10,276	1,460	11,736	県支出金 1,460	

(国民健康保険会計)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
19 負担金、補助及び交付金	16,280	療養給付費	退職被保険者等療養給付費 16,280
19 負担金、補助及び交付金	1,460	高額療養費	退職被保険者等高額療養費 1,460

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)		
補正後	9		29,471	22,784	52,255	9,053	61,308
補正前	8		26,311	20,246	46,557	8,453	55,010
比較	1		3,160	2,538	5,698	600	6,298

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	1,176	920	282	195		4,062		6,899	4,803		4,447
	補正前	1,116	823	282	195		4,062		6,020	4,138		3,610
	比較	60	97						879	665		837

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説 明	備 考
給料	3,160	給与改定に伴う増加分	84 給与改定率(0.29%)	
		その他の増減分	3,076 人事異動・その他に伴う増減分	
職員手当	2,538	給与改定に伴う増加分	184 地域手当 3 期末手当 19 勤勉手当 149 退職手当負担金 13	勤勉手当 0.05月分増
		その他の増減分	2,354 扶養手当 60 地域手当 94 期末手当 860 勤勉手当 516 退職手当負担金 824	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
平成30年10月1日現在	平均給料月額(円)	269,275	—
	平均給与月額(円)	319,754	—
	平均年齢(歳)	36.9	—

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	148,600	148,600
大学卒	180,700	180,700

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年10月1日現在	1級	2	22.22
	2級	3	33.34
	3級	2	22.22
	4級	1	11.11
	5級	1	11.11
	6級		
	7級		
	計	9	100.00
平成29年10月1日現在	1級	3	37.50
	2級	1	12.50
	3級	2	25.00
	4級	2	25.00
	5級		
	6級		
	7級		
	計	8	100.00

(30年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区分			合計	代表的な職種
				一般行政職
補正後	職員数(A) (人)		9	9
	昇給に係る職員数(B) (人)		9	9
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	4	4
		6号給 (人)	5	5
		8号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)		100.0	100.0
補正前	職員数(A) (人)		8	8
	昇給に係る職員数(B) (人)		7	7
	昇給数別内訳	2号給 (人)		
		3号給 (人)		
		4号給 (人)	7	7
		6号給 (人)		
		8号給 (人)		
	比率(B)／(A) (%)		87.5	87.5

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
本年度	2.125	2.325	4.45	有	
前年度	2.125	2.275	4.4	有	
国の制度	2.125	2.325	4.45	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	9
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (平成30年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議第 69 号

平成 30 年度美濃加茂市介護保険会計補正予算（第 2 号）

平成 30 年度美濃加茂市の介護保険会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 7, 130 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4, 236, 492 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）」による。

平成 30 年 11 月 30 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

第 1 表 歳入歳出予算補正（保険事業勘定）

1 歳入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
8 繰入金		661,512	△7,130	654,382
	1 一般会計繰入金	653,112	△7,130	645,982
歳入合計		4,243,622	△7,130	4,236,492

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 総 務 費		129,916	△20,680	109,236
	1 総務管理費	91,345	△20,680	70,665
3 地域支援事業費		222,848	13,550	236,398
	2 一般介護予防事業費	36,935	4,649	41,584
	3 包括的支援事業・任意事業費	124,412	8,901	133,313
歳 出 合 計		4,243,622	△7,130	4,236,492

1 総括

(歳入)

(単位：千円)

[illegible]

(歳 出)

[illegible]

(単位：千円)

[illegible]

2 歳 入

(款) 8 繰 入 金
(項) 1 一般会計繰入金

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計
8			繰 入 金	661,512	△7,130	654,382
	1		一般会計繰入金	653,112	△7,130	645,982
		4	その他一般会計繰入金	178,565	△7,130	171,435

(介護保険会計（保険事業勘定）)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 職員給与費 等繰入金	△7,130	1 一般会計繰入金 職員給与費等繰入金

3 歳 出

(款) 1 総 務 費
(項) 1 総務管理費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
1			総 務 費	129,916	△20,680	109,236	△7,130	△13,550
	1		総務管理費	91,345	△20,680	70,665	△7,130	△13,550
		1	一般管理費	91,345	△20,680	70,665	繰入金 △7,130	△13,550

(介護保険会計（保険事業勘定）)

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	△11,000	一般職給	人件費 △20,680
3 職員手当等	△6,680	地域手当 △330 期末手当 △2,600 勤勉手当 △2,100 一般職退職手当負担金 △1,650	
4 共 済 費	△3,000	職員共済組合負担金	

(款) 3 地域支援事業費
(項) 2 一般介護予防事業費

款 項 目				補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
								保険料
3			地域支援事業費	222,848	13,550	236,398		13,550
	2		一般介護予防事業費	36,935	4,649	41,584		4,649
		1	一般介護予防事業費	36,935	4,649	41,584		4,649
	3		包括的支援事業・任意事業費	124,412	8,901	133,313		8,901
		1	包括的支援事業費	93,785	8,901	102,686		8,901

(介護保険会計(保険事業勘定))

(単位：千円)

節		説 明	備 考
区 分	金 額		
2 給 料	2,957	一般職給	人件費 4,649
3 職員手当等	992	地域手当 89 住居手当 312 通勤手当 161 期末手当 200 勤勉手当 230	
4 共 済 費	700	職員共済組合負担金	
2 給 料	4,313	一般職給 1人分	人件費 8,901
3 職員手当等	3,188	地域手当 130 期末手当 1,100 勤勉手当 575 一般職退職手当負担金 1,383	
4 共 済 費	1,400	職員共済組合負担金	

給 与 費 明 細 書

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	15		47,318	32,260	79,578	13,736	93,314	
補正前	14		51,048	34,760	85,808	14,636	100,444	
比較	1		△ 3,730	△ 2,500	△ 6,230	△ 900	△ 7,130	

職員手当の内訳	区分	扶養 手当 (千円)	地域 手当 (千円)	住居 手当 (千円)	通勤 手当 (千円)	特勤 手当 (千円)	時間外 手当 (千円)	管理職 手当 (千円)	期末 手当 (千円)	勤勉 手当 (千円)	宿日直 手当 (千円)	退職手当 負担金 (千円)
	補正後	678	1,478	312	758		2,420	1,496	10,367	7,360		7,391
	補正前	678	1,589		597		2,420	1,496	11,667	8,655		7,658
	比較		△ 111	312	161				△ 1,300	△ 1,295		△ 267

(2)給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由 別内訳(千円)	説 明	備 考
給料	△ 3,730	給与改定に伴う増加分	139 給与改定率(0.27%)	
		その他の増減分	△ 3,869 人事異動・その他に伴う増減分	
職員手当	△ 2,500	給与改定に伴う増加分	274 地域手当 5 期末手当 27 勤勉手当 221 退職手当負担金 21	勤勉手当 0.05月分増
		その他の増減分	△ 2,774 地域手当 △ 116 住居手当 312 通勤手当 161 期末手当 △ 1,327 勤勉手当 △ 1,516 退職手当負担金 △ 288	

(3) 給料及び職員手当の状況

ア 職員1人当たり給与

区 分		一般行政職	単純労務職
平成30年10月1日現在	平均給料月額(円)	281,998	—
	平均給与月額(円)	329,897	—
	平均年齢(歳)	39.4	—

イ 初任給

区 分	一般行政職(円)	国の制度
		一般行政職(円)
高校卒	148,600	148,600
大学卒	180,700	180,700

ウ 級別職員数

区 分	一般行政職		
	級	職員数(人)	構成比(%)
平成30年10月1日現在	1級	2	13.33
	2級	8	53.33
	3級	1	6.67
	4級		
	5級	3	20.00
	6級	1	6.67
	7級		
	計	15	100.00
平成29年10月1日現在	1級	3	21.43
	2級	4	28.56
	3級	1	7.14
	4級	2	14.29
	5級	2	14.29
	6級	2	14.29
	7級		
	計	14	100.00

(30年度 級別の標準的な職務内容)

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
一般行政職	主事	主任	主任主査	係長	課長補佐	課長	部長

エ 昇給

区 分			合 計	代表的な職種	
				一般行政職	
補 正 後	職員数(A) (人)		15	15	
	昇給に係る職員数(B) (人)		12	12	
	昇給数別内訳	2号給 (人)			
		3号給 (人)	1	1	
		4号給 (人)	9	9	
		6号給 (人)	2	2	
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		80.0	80.0	
補 正 前	職員数(A) (人)		14	14	
	昇給に係る職員数(B) (人)		13	13	
	昇給数別内訳	2号給 (人)			
		3号給 (人)			
		4号給 (人)	13	13	
		6号給 (人)			
		8号給 (人)			
	比率(B)／(A) (%)		92.9	92.9	

オ 期末手当・勤勉手当

区分	6月(月分)	12月(月分)	支給率計(月分)	職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備考
本年度	2.125	2.325	4.45	有	
前年度	2.125	2.275	4.4	有	
国の制度	2.125	2.325	4.45	有	

カ 定年退職及び応募認定退職に係る退職手当

区分	20年勤続の者 (月分)	25年勤続の者 (月分)	35年勤続の者 (月分)	最高限度 (月分)	その他の加算措置等	備考
支給率等	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	
国の制度	24.586875	33.27075	47.709	47.709	定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)	

キ 地域手当

支給率(%)	3.0
支給対象職員数(人)	15
国の指定基準に 基づく支給率(%)	3.0

ク 特殊勤務手当

区 分	全職種	代表的な職種	
		一般行政職	単純労務職
給料総額に対する比率(%)			
支給対象職員の比率(%) (平成30年10月1日現在)			
代表的な特殊勤務手当の名称			

ケ その他の手当

区 分	国の制度との異同	差異の内容
扶養手当	同	
住居手当	同	
通勤手当	同	

議第 70 号

指定管理者の指定について

太田宿中山道会館の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 30 年 11 月 30 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

- 1 公の施設の名称
太田宿中山道会館
- 2 指定管理者となる団体の名称等
特定非営利活動法人 宿木
理事長 佐 光 重 廣
- 3 指定管理者となる団体の所在地
美濃加茂市太田本町三丁目 3 番 31 号
- 4 指定の期間
平成 31 年 4 月 1 日から平成 36 年 3 月 31 日まで

議第 7 1 号

指定管理者の指定について

美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家の指定管理者を指定するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

- 1 公の施設の名称
美濃加茂市障害者支援施設ひまわりの家
- 2 指定管理者となる団体の名称等
社会福祉法人 美濃加茂市社会福祉協議会
会長 日比野 和 郎
- 3 指定管理者となる団体の所在地
美濃加茂市新池町三丁目 4 番 1 号
- 4 指定の期間
平成 3 1 年 4 月 1 日から平成 3 6 年 3 月 3 1 日まで

議第 7 2 号

市道路線の廃止について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を廃止することについて、同条第 3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

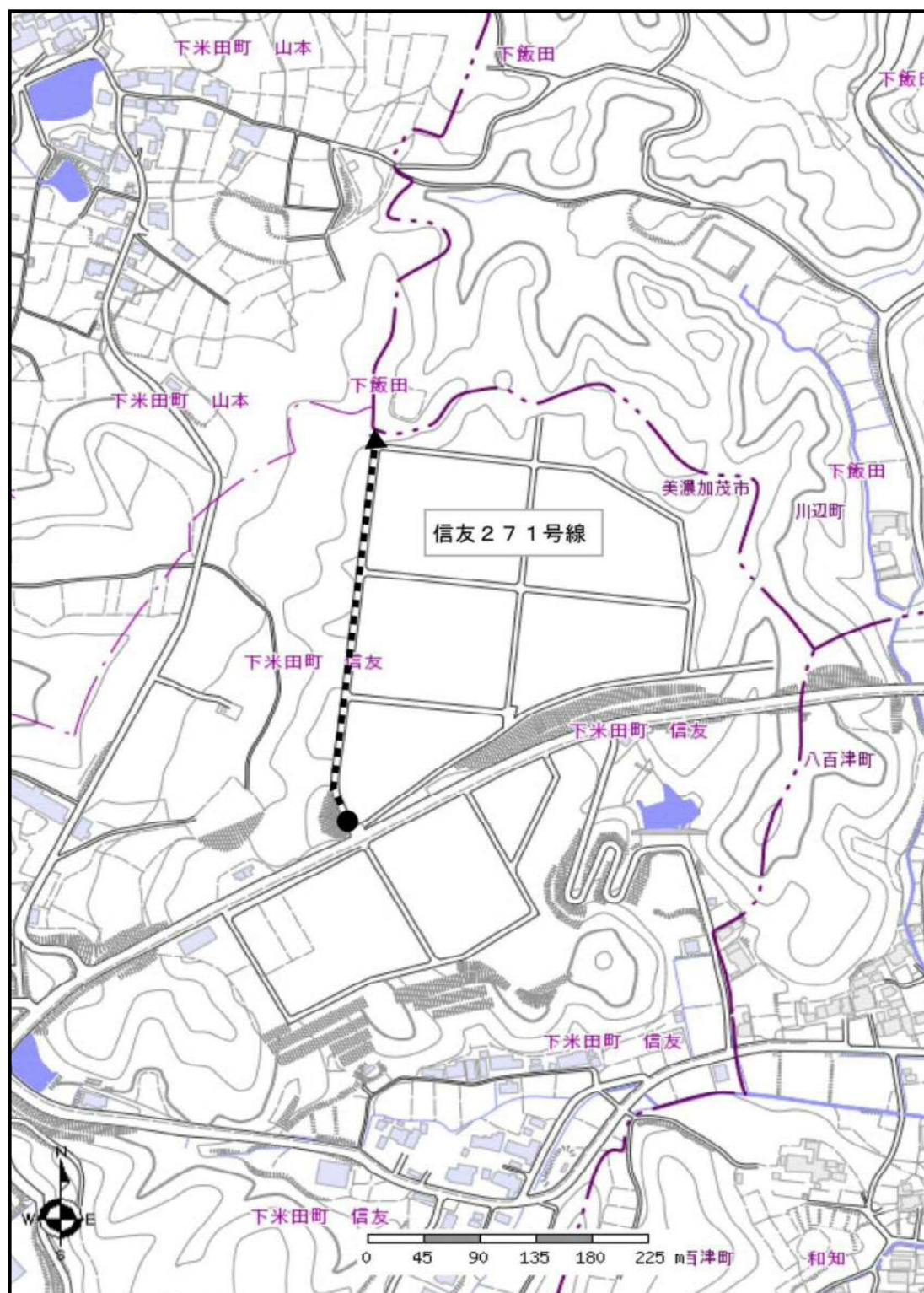
美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	信友 2 7 1 号線	美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 1 4 番 1 地先	
		美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 3 6 番 1 地先	
2	信友 2 7 2 号線	美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 4 4 番 1 地先	
		美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 4 5 番 1 地先	
3	信友 2 7 3 号線	美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 4 1 番 1 地先	
		美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 4 5 番 1 地先	
4	信友 2 7 4 号線	美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 3 7 番 1 地先	
		美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 4 1 番 1 地先	
5	信友 2 7 5 号線	美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 5 4 番 1 地先	
		美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 3 7 番 1 地先	
6	信友 2 7 7 号線	美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 7 8 番 1 地先	
		美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 7 8 番 1 地先	
7	信友 2 7 8 号線	美濃加茂市下米田町信友字天神洞 6 8 7 番 1 地先	
		美濃加茂市下米田町信友字天神洞 7 0 3 番 1 地先	

廃止路線

①: 信友271号 線



廃止路線

①: 信友271号 線



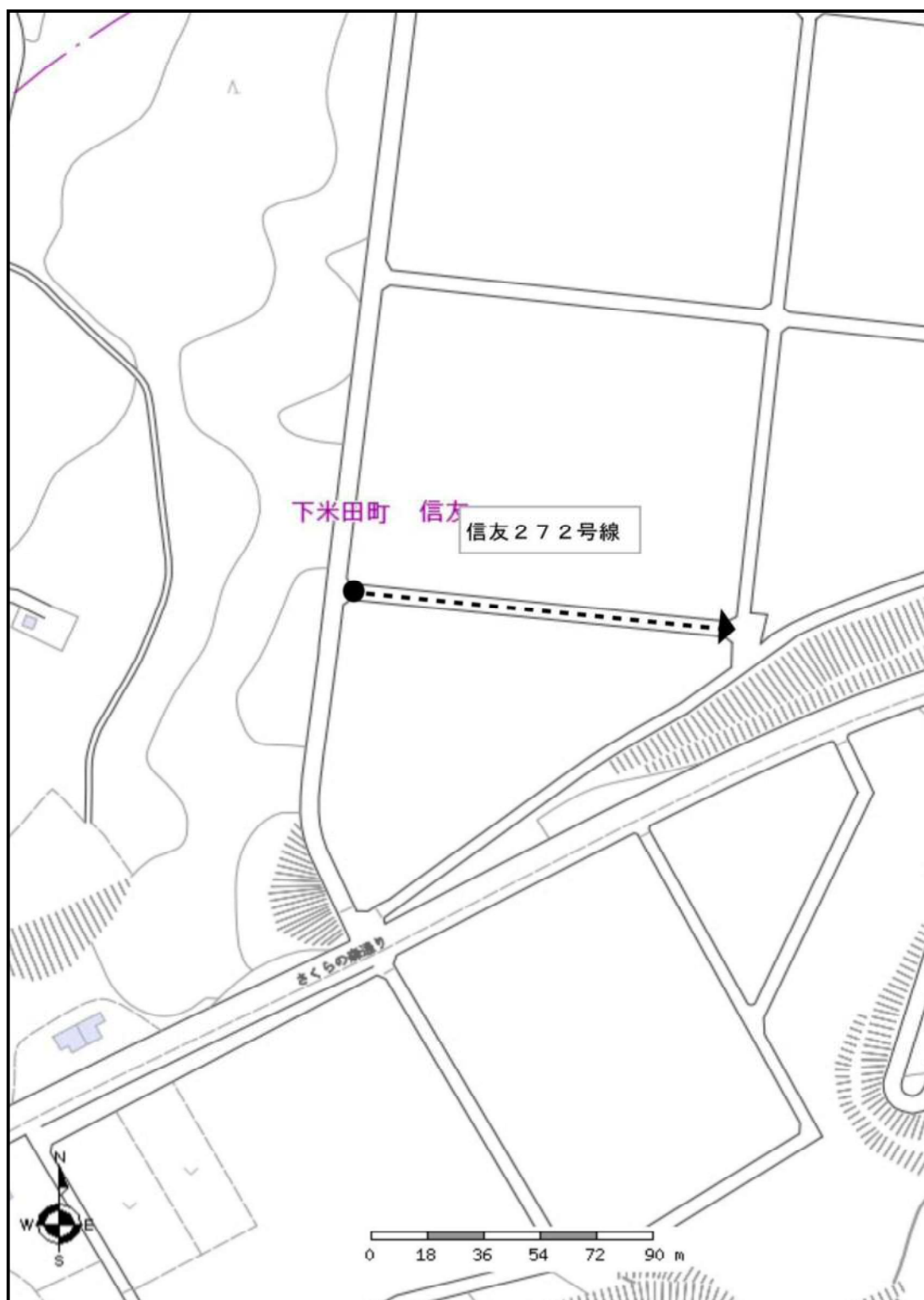
廃止路線

②:信友272号 線



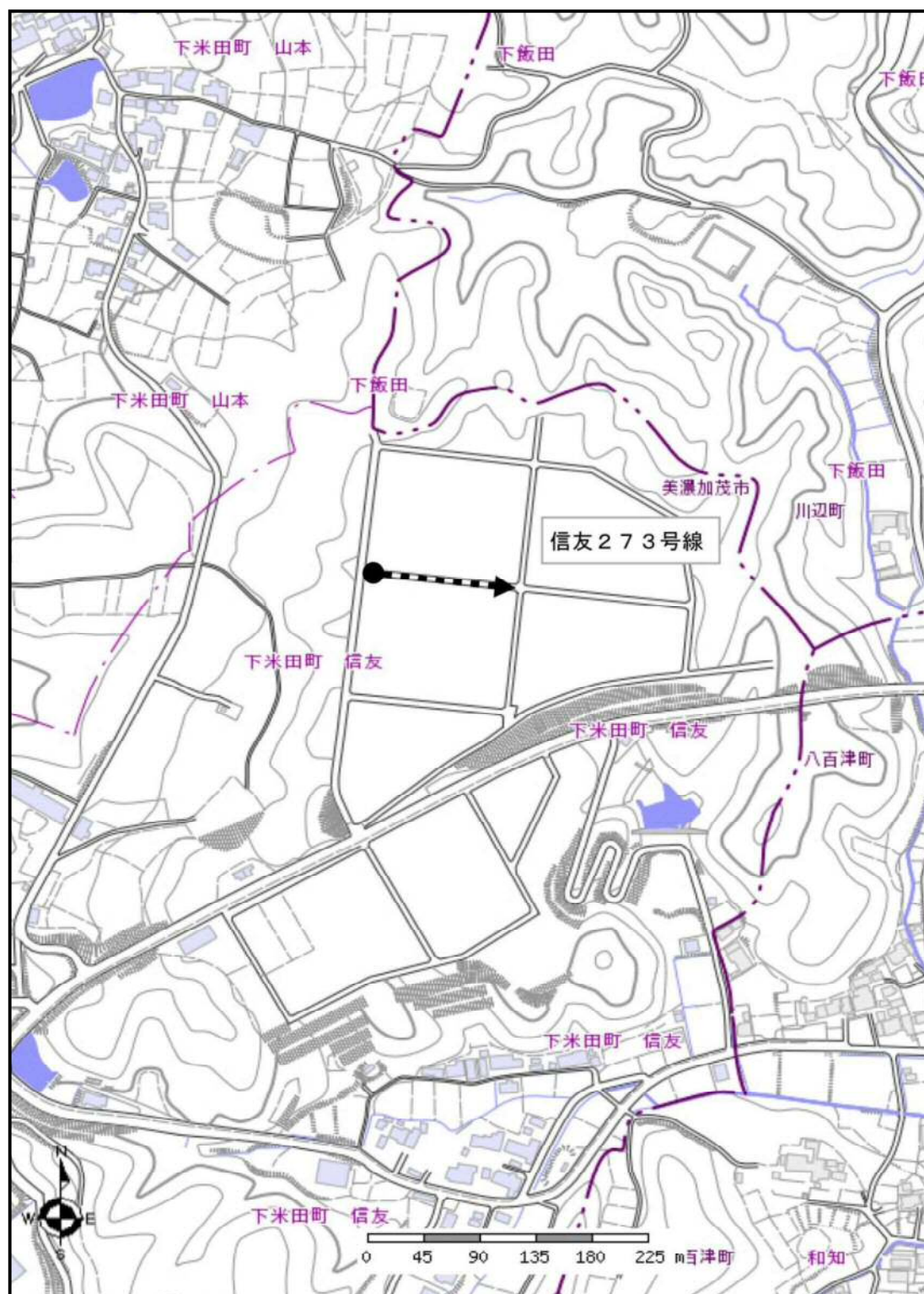
廃止路線

②: 信友272号 線



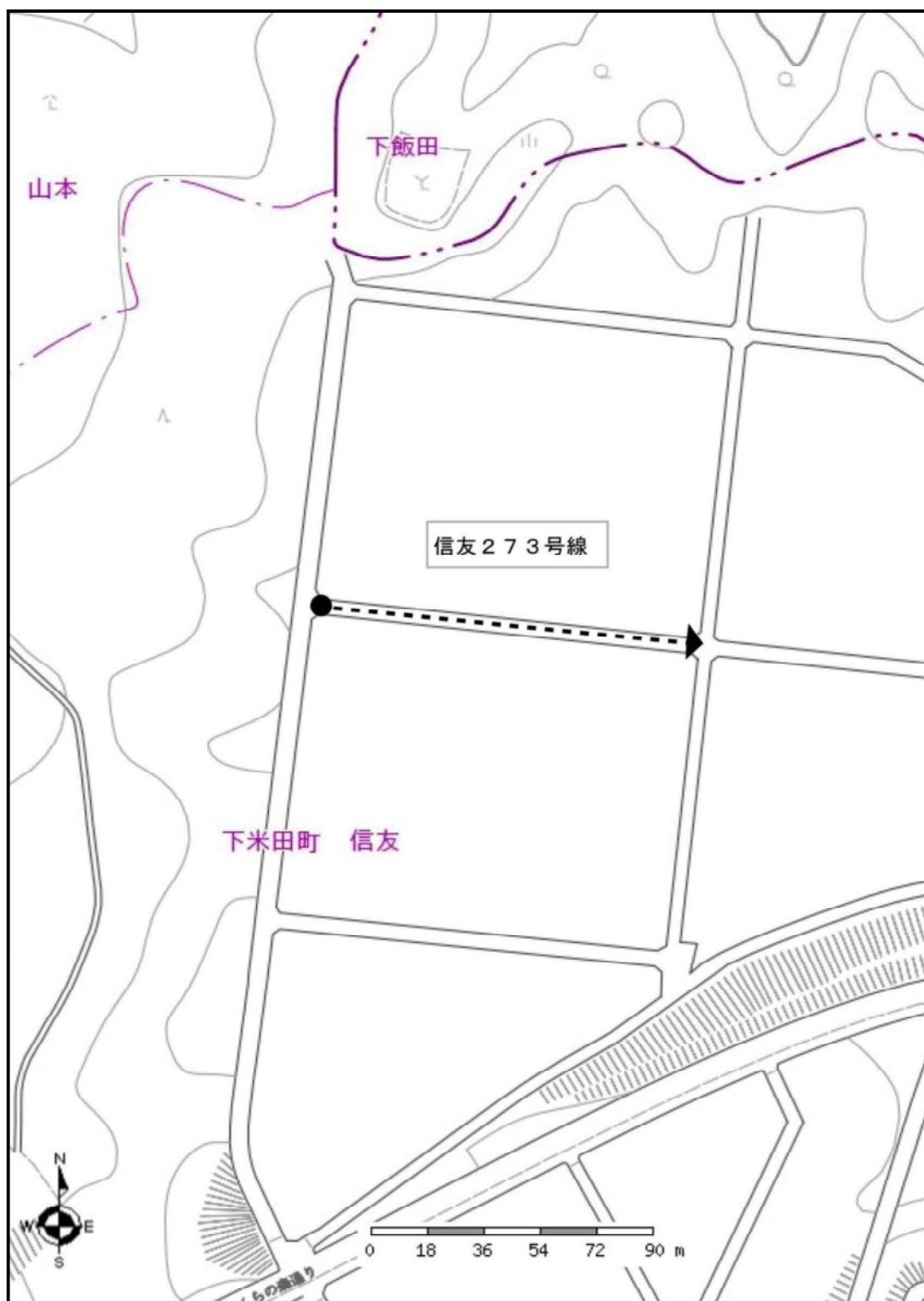
廃止路線

③:信友273号 線



廃止路線

③: 信友273号 線



廃止路線

④:信友274号 線



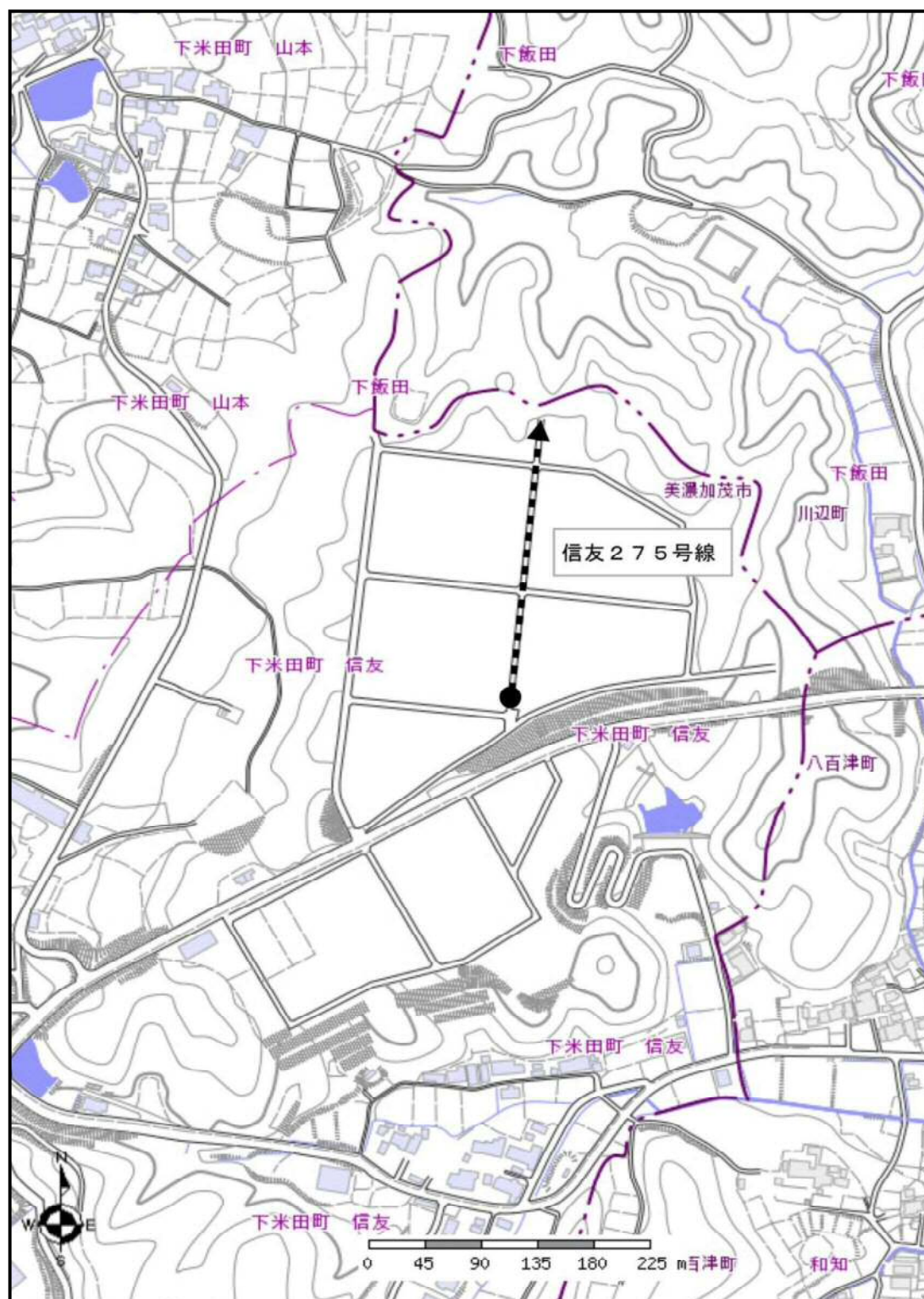
廃止路線

④: 信友274号 線



廃止路線

⑤: 信友275号 線



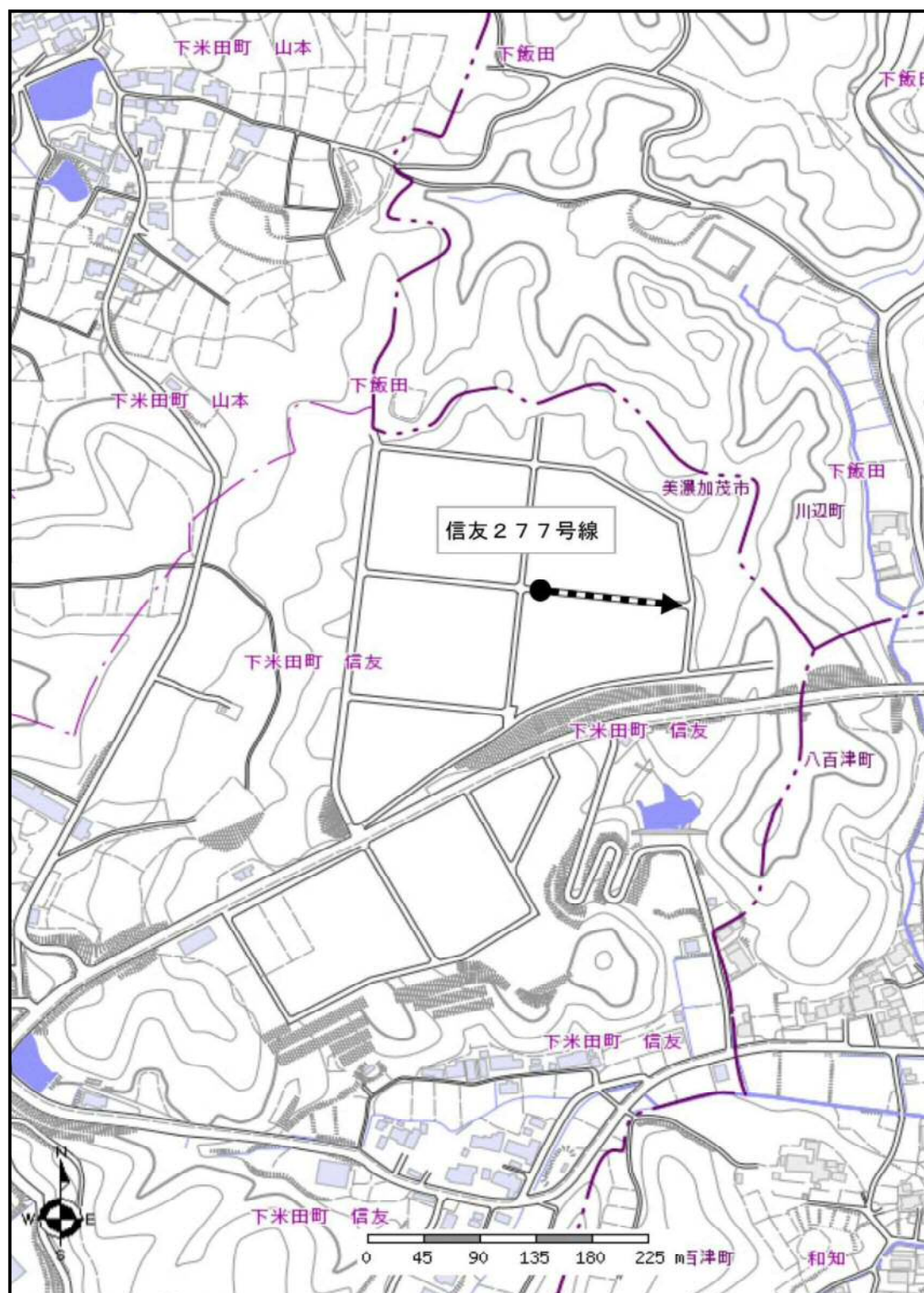
廃止路線

⑤: 信友275号 線



廃止路線

⑥:信友277号 線



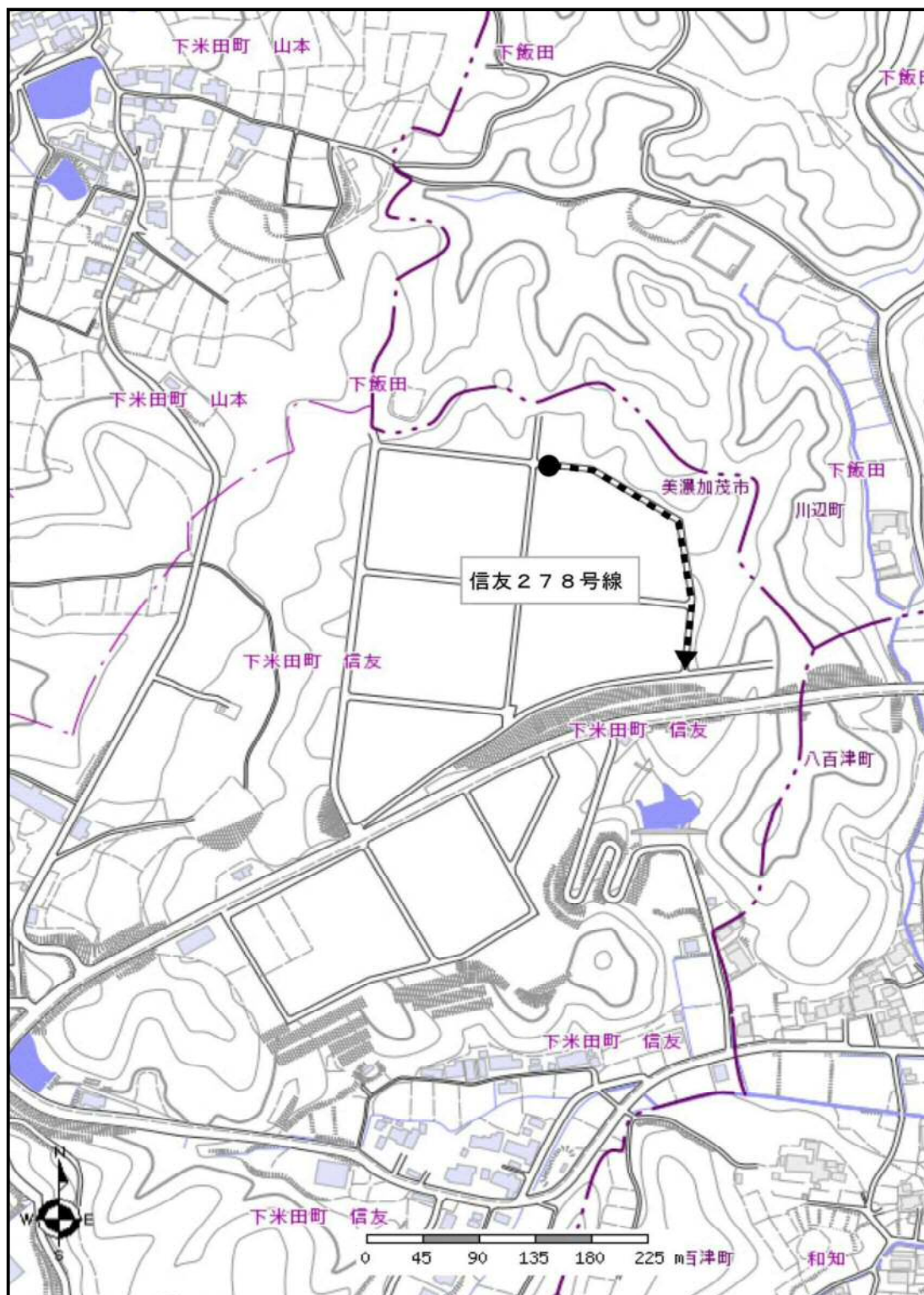
廃止路線

⑥: 信友277号 線



廃止路線

⑦: 信友278号 線



廃止路線

⑦: 信友278号 線



議第 7 3 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、下記のとおり市道路線を認定することについて、同条第 2 項の規定により議会の議決を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

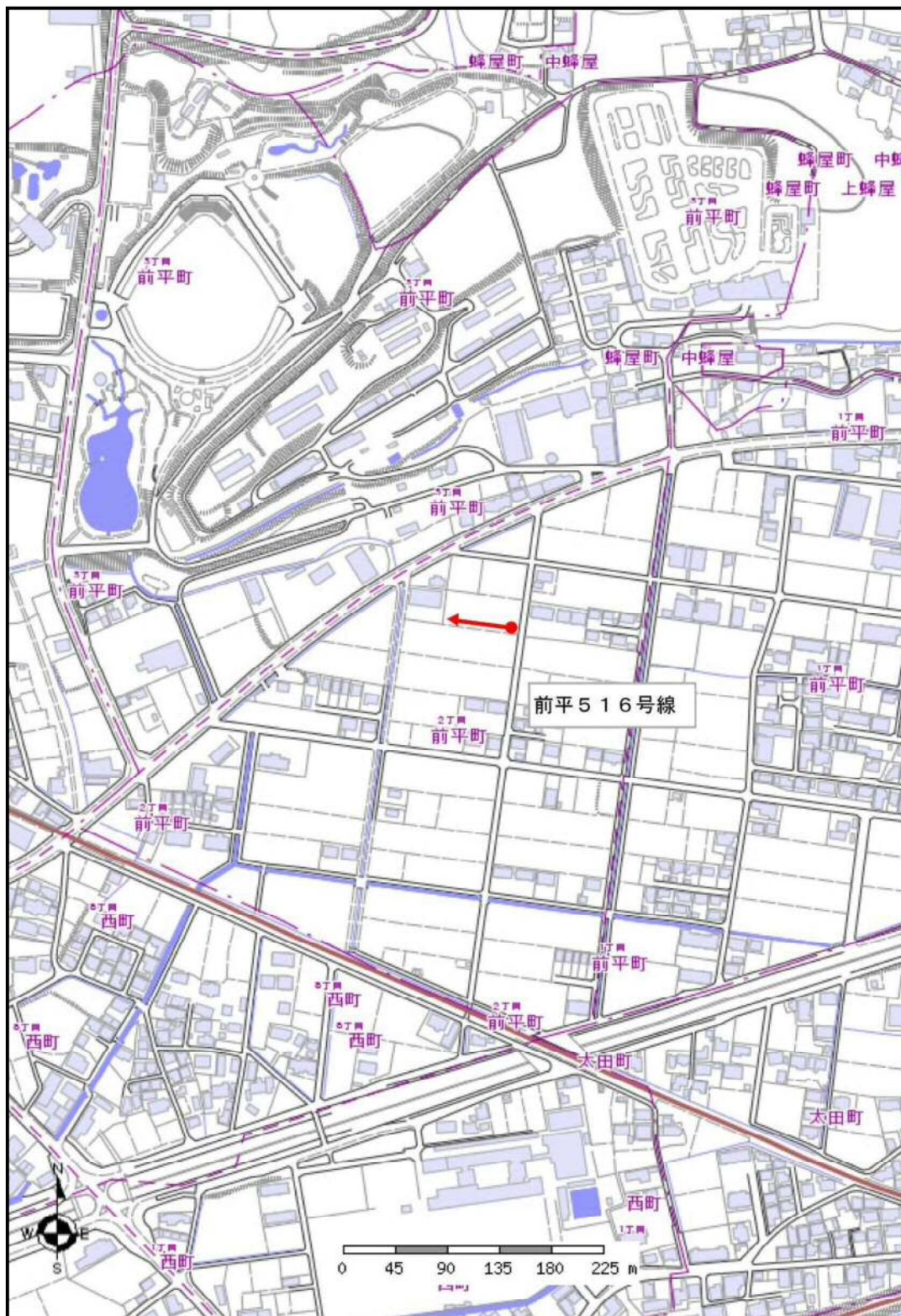
美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

記

番号	路線名	起 点	重要な 経過地
		終 点	
1	前平 5 1 6 号線	美濃加茂市前平町二丁目 7 8 番 9 地先	
		美濃加茂市前平町二丁目 7 8 番 5 地先	
2	本郷 6 9 1 号線	美濃加茂市本郷町七丁目字藪田 6 2 1 番 6 地先	
		美濃加茂市本郷町七丁目字藪田 6 2 1 番 1 1 地先	
3	西脇 2 9 9 号線	美濃加茂市下米田町西脇字深渡 1 0 番 1 地先	
		美濃加茂市下米田町西脇字深渡 1 0 番 1 0 地先	

新規認定路線

①:前平516号 線



新規認定路線

①:前平516号 線



新規認定路線

②:本郷691号 線



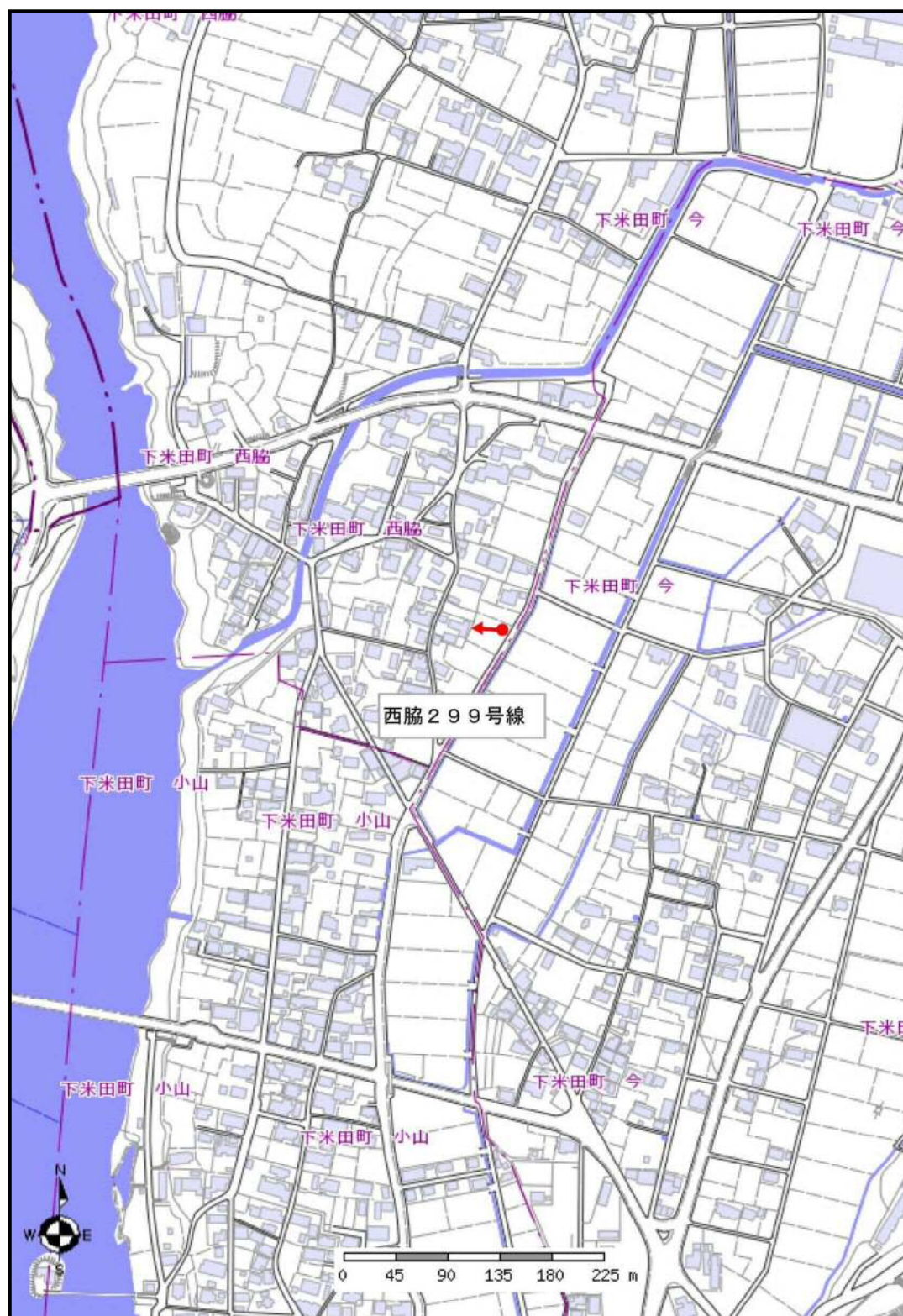
新規認定路線

②:本郷691号 線



新規認定路線

③: 西脇299号 線



新規認定路線

③: 西脇299号 線



議第 7 4 号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおり車両に損害を与えた事故による損害賠償の額を定めることについて、議決を求める。

平成 3 0 年 1 1 月 3 0 日提出

美濃加茂市長 伊 藤 誠 一

- | | | |
|---|-----------|----------------|
| 1 | 損害賠償の総額 | 9 1 7, 5 3 1 円 |
| | 上記金額の内訳 | |
| | (1) 車両修理代 | 6 9 0, 5 3 1 円 |
| | (2) 代車費用 | 2 2 7, 0 0 0 円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | |

